

大分県国民保護計画

大 分 県

目 次

第1編 総論	1
第1章 県の責務、計画の位置づけ	1
1 県の責務	1
2 計画の位置づけ	1
第2章 計画の目的等	2
1 計画の目的	2
2 計画の構成	2
3 大分県地域防災計画等との整合性の確保	2
4 計画の見直し、変更手続	3
5 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	3
第3章 計画が対象とする事態	4
1 武力攻撃事態の類型	4
2 緊急対処事態	6
3 N B C 攻撃	7
第4章 国民保護措置に関する基本方針	9
第5章 関係機関の事務又は業務の大綱	11
1 県	11
2 市町村	11
3 指定地方行政機関	12
4 自衛隊	13
5 指定公共機関及び指定地方公共機関	13
第6章 大分県の地域特性	15
1 地勢	15
2 土地利用等社会条件	16
3 人口分布	16
4 道路の位置等	17
5 気候	18
6 鉄道、空港、港湾	19
7 自衛隊施設	21
8 石油コンビナート等特別防災区域	21
第2編 平素からの備えや予防	22
第1章 組織・体制の整備等	22
第1 組織・体制の整備	22
1 県の各部局等における平素の業務	22
2 県職員の参集基準等	22
3 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等	23

第2	関係機関との連携体制の整備	24
1	基本的考え方	24
2	国の機関との連携	24
3	他の都道府県との連携	24
4	市町村との連携	27
5	指定公共機関等との連携	28
6	ボランティア団体等に対する支援	28
第3	通信の確保	29
1	情報ネットワークの充実	29
2	非常通信体制の整備	29
3	県警察における通信の確保	30
4	市町村における通信の確保	31
第4	情報収集・提供等の体制整備	31
1	基本的考え方	31
2	警報等の通知に必要な準備	31
3	市町村における警報の伝達に必要な準備	32
4	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	32
5	市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	33
6	被災情報の収集・報告に必要な準備	33
7	市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	33
第5	研修及び訓練	34
1	基本的考え方	34
2	研修	34
3	訓練	34
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	36
1	避難に関する基本的事項	36
2	救援に関する基本的事項	36
3	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	37
4	交通の確保に関する体制等の整備	37
5	避難施設の指定	38
6	市町村における避難及び救援に関する平素からの備え	39
第3章	生活関連等施設の把握等	40
第1	生活関連等施設の把握等	40
1	生活関連等施設の把握	40
2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	40
3	市町村における平素からの備え	41
第2	県が管理する公共施設等における警戒	42

第4章 物資及び資材の備蓄、整備	43
1 基本的な考え方	43
2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備	43
3 県が管理する施設及び設備の資料等の整備、点検等	43
4 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備	44
5 各家庭、職場での備蓄	44
第5章 国民保護に関する啓発	45
1 基本的考え方	45
2 啓発の方法等	45
3 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	45
4 市町村における国民保護に関する啓発	46

第3編 武力攻撃事態等への対処 47

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	47
1 基本的考え方	47
2 緊急事態連絡本部の設置及び初動措置	47
3 国民保護対策本部に移行する場合の調整	50
4 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	50
第2章 県対策本部の設置等	51
1 県対策本部の設置	51
2 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等	57
3 県対策本部における広報等	57
4 県対策本部長の権限	58
5 通信の確保	59
第3章 関係機関相互の連携	60
1 国の対策本部等との連携	60
2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	60
3 自衛隊の部隊等の派遣要請等	60
4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託	61
5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	62
6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	62
7 県の行う応援等	63
8 ボランティア団体等に対する支援等	64
9 住民への協力要請	64
第4章 警報及び避難の指示等	65
第1章 警報の通知及び伝達	65
1 警報の通知等	65
2 県警察の警報の伝達の協力	66
3 市町村長の警報伝達の基準	66

第2章	避難の指示等	69
1	基本的考え方	69
2	知事による避難措置の指示の通知等	69
3	避難の指示	71
4	放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送	73
5	市町村長の避難の指示の伝達	74
6	県の区域を越える住民の避難	74
7	国の対策本部長による利用指針の調整	75
8	避難措置の指示の解除等	75
第3章	武力攻撃事態等に応じた避難の方法等	76
1	基本的考え方	76
2	武力攻撃事態等に応じた避難の態様	76
3	避難の形態と避難方法	77
4	避難使用車両	78
5	避難に当たって配慮すべき事項	78
6	県による避難住民の誘導の支援等	81
7	市町村長が定める避難実施要領	84
8	避難所等における安全確保等	85
9	動物の保護等に関する配慮	85
第5章	救援	86
1	救援の実施	86
2	関係機関等との連携	86
3	救援の内容	88
4	消防法の特例を受ける収容施設等に関する安全基準の設定	92
5	医療の実施の要請等	93
6	救援の際の物資の売渡し要請等	94
第6章	安否情報の収集・提供	96
1	基本的考え方	96
2	安否情報の収集等	96
3	総務大臣に対する報告	97
4	安否情報の照会に対する回答	97
5	日本赤十字社に対する協力	98
6	市町村による安否情報の収集及び提供の基準	98
第7章	武力攻撃災害への対処	100
第1節	武力攻撃災害への対処の基本的考え方等	100
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	100
2	武力攻撃災害の兆候の通報	100

第2章	生活関連等施設の安全確保等	101
1	生活関連等施設の安全確保	101
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	103
3	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	105
第3章	武力攻撃原子力攻撃災害及びNBC攻撃による災害への対処等	106
1	基本的考え方	106
2	武力攻撃原子力災害への対処	106
3	NBC攻撃による災害への対処	107
第4章	応急措置等	110
1	事前措置等	110
2	緊急通報の発令	110
3	退避の指示	111
4	警戒区域の設定	113
5	応急公用負担等	114
6	武力攻撃災害への対処措置に関する措置と安全確保	114
7	消防に関する措置等	115
第8章	被災情報の収集及び報告	117
1	被災情報の収集	117
2	被災情報の報告	117
3	情報の提供	117
4	市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等	118
第9章	保健衛生の確保その他の措置	119
1	保健衛生の確保	119
2	廃棄物の処理	120
3	文化財の保護	120
第10章	国民生活の安定に関する措置	122
1	生活関連物資等の価格安定	122
2	避難住民等の生活安定等	123
3	生活基盤等の確保	124
第11章	交通規制	126
第12章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	128
1	赤十字標章等及び特殊標章等の意義	128
2	赤十字標章等	128
3	特殊標章等	129
4	赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発	130

第4編 復旧等	132
第1章 応急の復旧	132
1 基本的考え方	132
2 ライフライン施設の応急の復旧	132
3 輸送路の確保に関する応急の復旧等	133
第2章 武力攻撃災害の復旧	134
1 基本的考え方	134
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	135
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	135
2 損失補償、実費弁償及び損害補償	135
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	136
4 救援に関する支弁	136
5 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等	137
第4章 国民の権利利益に関する文書の保存	138
第5編 緊急対処事態への対処	139
1 緊急対処事態	139
2 県緊急対処事態対策本部	139
3 緊急対処事態保護措置の実施	139

平成18年 2月20日	大分県国民保護計画作成
平成18年11月16日	大分県国民保護計画一部変更 (軽微)
平成20年 6月 5日	大分県国民保護計画一部変更 (軽微)
平成21年 3月17日	大分県国民保護計画一部変更
平成26年11月14日	大分県国民保護計画一部変更
平成29年 6月20日	大分県国民保護計画一部変更
平成30年 6月26日	大分県国民保護計画一部変更

第 1 編 総 論

第 1 章 県の責務、計画の位置づけ

1 県の責務 (法 3 ②関係)

県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 計画の位置づけ (法 3 4 関係)

県は、その責務にかんがみ、国民保護法第 3 4 条の規定に基づき、計画を作成する。

第2章 計画の目的等

1 計画の目的 (法11①、34①②、182関係)

この計画は、国民保護法第34条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を定め、もって武力攻撃事態等における国民保護措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

- ・ 県内に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ・ 県が実施する国民保護措置に関する事項
- ・ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ・ 市町村の国民の保護に関する計画及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となる事項
- ・ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ・ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ・ 上記に掲げるもののほか、県内に係る国民保護措置に関し知事が必要と認める事項

2 計画の構成

この計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態における対処
- 資料編

3 大分県地域防災計画等との整合性の確保

県においては、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）に基づき、大分県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）を策定し、台風や地震などの自然災害や大規模事故等に対する防災対策を実施している。

県地域防災計画は、この計画とは、その対象とする災害の発生原因は異なるものの、災害の態様や対処方法については、国民保護措置と共通する部分が多い。また、発生した事態に効果的に対応するためには、体制の運用や関係機関との連携体制等の統一を図る必要がある。

このようなことから、この計画は、県地域防災計画との整合性を確保し、できるだけ統一的な運用ができるように配慮するものとする。また、この計画に定めのない事項については、県地域防災計画等の例による。

4 計画の見直し、変更手続

(1) 計画の見直し（法34⑦、37関係）

この計画については、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

見直しに当たっては、県国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 計画の変更手続（法34⑥⑧、法37③関係）

計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第37条第3項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会に報告し、公表するものとする。

5 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）については、基本指針を踏まえ、この計画に基づき作成するものとする。

第3章 計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態の類型

この計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象として想定する。

(1) 着 上 陸 侵 攻

特 徴	留意点
<ul style="list-style-type: none"> ・船舶による場合 沿岸部が当初の侵攻目標になりやすい ・航空機による場合 沿岸部に近い空港が攻撃目標になりやすい ・国民保護措置の実施地域 広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定 ・被害 爆弾、砲弾による家屋、施設の破壊、火災など 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前準備が可能であり、先行避難が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・広域避難の混乱発生防止のため、対策本部長の調整のもと、避難経路の確保、交通規制の実施 ・都道府県の区域を越える避難の場合は、対策本部長は、関係都道府県知事から意見を聴き、国の方針として具体的な避難先地域等について避難措置の指示を実施 ・国、地方公共団体は、速やかな避難のために輸送力を確保 ・避難生活の長期化を想定して食品等救援物資が円滑に調達・確保できるよう、あらかじめ供給・調達体制の整備

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

特 徴	留意点
<ul style="list-style-type: none"> ・突発的な被害の発生の可能性 ・都市部の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設への注意が必要 ・被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずるおそれがある（生活関連等施設の被害） ・NBC兵器やダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）が使用されることも想定 	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃が行われる地域の今後の推移の予測等を踏まえ、要避難地域の住民の速やかな避難 ・武力攻撃の態様に応じ、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切に避難させる等の対応が必要 ・都道府県知事は、避難措置の指示がなされていない状況において、武力攻撃災害の兆候等を覚知した場合は、住民の危険防止のための緊急通報の発令、都道府県知事及び市町村長による退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置

(3) 弾道ミサイル攻撃

特 徴	留意点
<ul style="list-style-type: none"> ・発射段階での攻撃目標の特定が極めて困難であり、短時間で着弾 ・弾頭の種類（通常弾頭、NBC弾頭）を着弾前に特定するのが困難 ・弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる ・通常弾頭の場合、被害は局限され、家屋、施設の破壊、火災等を想定 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要 ・発射の兆候を事前に察知できる場合には、迅速に避難措置の指示を実施 ・当初は屋内避難を指示、着弾後に被害状況を迅速に把握した上で、弾頭の種類に応じた避難措置の指示を実施 ・避難は屋内避難が中心で、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難 ・事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ避難

(4) 航空攻撃

特 徴	留意点
<ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べ時間的余裕があるものの、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難 ・都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標 ・被害は、家屋破壊、火災など 	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃の目標地を限定せずに、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示の必要 ・屋内避難に当たっては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階、地下街、地下鉄駅舎等の地下施設に避難 ・事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難 ・生活関連等施設の安全確保措置を講じ、武力攻撃災害の発生・拡大の防止が必要

2 緊急対処事態

緊急対処事態として、以下に掲げる事態例を対象として想定する。

項目	類型別	形態	主な被害の概要
攻撃対象施設等	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃	・原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質等の放出、汚染された飲食物等の摂取により被ばくする
		・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災による住民への被害や社会経済活動への支障が生ずる
		・危険物積載船への攻撃	・危険物の飛散による住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等による社会経済活動への支障が生ずる
		・ダムの破壊	・下流域へ及ぼす被害は、多大なものとなる
攻撃手段	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃	・大規模集客施設の爆破	・爆破による人的被害が発生し、施設崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる
		・ターミナル駅等の爆破	
		・列車等の爆破	
		・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃	・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	・放射線によって後年、ガンを発症することもある	
		・人に知られることなく散布が可能であり、被害の態様は生物剤によって異なる	
		・人を媒体とする生物剤の場合は、二次感染による被害の拡大が考えられる	
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等	・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入	・臭気の有無等その性質は、化学剤によって異なる	
		・被害の範囲は、地形、気象等により変わる	
		・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来	・爆破による人的被害が発生し、施設崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる

3 NBC攻撃

NBC攻撃（核兵器又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。）は、特殊な対応が必要であり、留意点等については、以下に定めるとおりである。

(1) 共通の留意点

- ・ 内閣総理大臣は、関係大臣を指揮し、被災者の救助、医療体制の確保及び汚染地域の範囲の確定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を講ずる
- ・ 消防機関、都道府県警察は、それぞれの攻撃に応じた防護服を着用して、除染、救助等を実施
- ・ 関係機関は、建物への立入制限、交通規制、給水制限、飲食物の摂取制限及び警戒区域の設定等の措置を講ずる
- ・ 避難住民誘導の際は、風下方向は避け、皮膚の露出を極力抑えさせる
- ・ 外気からの密閉性の高い屋内の部屋等への避難
- ・ 特有の感染症等の診断・治療技術等に関する研究や教育研修の推進により医療関係者の対応能力の向上を図る
- ・ 国は、診断、治療に関する専門家の派遣、医薬品の提供等の支援を速やかに実施

(2) 核兵器等の場合

- ・ 避難誘導に当たり、風下を避け、手袋、帽子、雨合羽等により放射性降下物による外部被ばくを抑制
- ・ 汚染の疑いある水や食物の摂取を避け、安定ヨウ素剤の服用等による内部被ばくを防止
- ・ 熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域は、堅ろうな建物、地下施設等に避難し、状況に応じ、放射線の影響を受けない安全な地域への避難誘導
- ・ 医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームを現地に派遣
- ・ 汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者に対する汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施
- ・ 汚染地域への立入制限を確実に行之、避難誘導や医療に当たる要員の被ばく管理を適切に実施
- ・ 避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染（防災基本計画（原子力災害対策編）の簡易除染をいう。以下同じ。）その他放射性物質による汚染拡大防止措置の実施

(3) 生物兵器の場合

- ・人に知られることなく散布が可能、二次感染の拡大防止が課題
- ・国を中心とした一元的情報収集及びサーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域の特定
- ・感染源となった病原体の特性に応じた医療活動の実施、感染者の入院、治療によるまん延防止
- ・国民に必要なワクチン接種とそれに関する情報についての広報
- ・医療関係者に対する天然痘等のワクチン接種等所要の防護措置の実施

(4) 化学兵器の場合

- ・迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染、被災者の救助等、汚染の拡大防止措置の迅速な実施
- ・早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送する等、化学剤の特性に応じた救急医療の実施

第4章 国民保護措置に関する基本方針

県は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、関係機関と相互に連携協力するとともに、以下の点を基本とし、国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期し、県の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。(法3②④関係)

(1) 基本的人権の尊重 (法5関係)

国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済 (法6関係)

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

また、文書に関する規程等の定めるところにより、これらの手続に関連する文書を適切に保存する。

(3) 国民に対する情報提供 (法8関係)

武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

また、高齢者・外国人等に対する情報提供体制の整備に努める。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保 (法3④関係)

国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力 (法4③関係)

国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮(法7関係)

日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施(法9関係)

国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保(法22関係)

国と相互連携協力し、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第5章 関係機関の事務又は業務の大綱

県、市町村、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

1 県（法11①②関係）

機関の名称	事務又は業務の大綱
大 分 県	(1) 大分県国民保護計画の作成に関すること (2) 大分県国民保護協議会の設置、運営に関すること (3) 大分県国民保護対策本部及び大分県緊急対処事態対策本部の設置、運営に関すること (4) 組織の整備、訓練に関すること (5) 警報の通知に関すること (6) 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施に関すること (7) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施に関すること (8) 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に関すること (9) 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施に関すること (10) 交通規制の実施に関すること (11) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施に関すること

2 市町村

機関の名称	事務又は業務の大綱
市 町 村	(1) 市町村国民保護計画の作成 (2) 市町村国民保護協議会の設置、運営 (3) 市町村国民保護対策本部及び市町村緊急対処事態対策本部の設置、運営 (4) 組織の整備、訓練 (5) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 (6) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施

	<p>(7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃 災害への対処に関する措置の実施</p> <p>(8) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</p> <p>(9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>
--	--

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	<p>(1) 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整</p> <p>(2) 他管区警察局との連携</p> <p>(3) 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡</p> <p>(4) 警察通信の確保及び統制</p>
九州防衛局	<p>(1) 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整</p> <p>(2) 米軍施設内通行等に関する連絡調整</p>
九州総合通信局	<p>(1) 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整</p> <p>(2) 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること</p> <p>(3) 非常事態における重要通信の確保</p> <p>(4) 非常通信協議会の指導育成</p>
九州財務局	<p>(1) 地方公共団体に対する災害融資</p> <p>(2) 金融機関に対する緊急措置の指示</p> <p>(3) 普通財産の無償貸付</p> <p>(4) 被災施設の復旧事業費の査定の立会</p>
門司税関	<p>(1) 輸入物資の通関手続</p>
九州厚生局	<p>(1) 医療の指導及び監督</p> <p>(2) 感染症の発生及びまん延の防止</p> <p>(3) 保健衛生の確保</p>
大分労働局	<p>(1) 被災者の雇用対策</p>
九州農政局	<p>(1) 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保</p> <p>(2) 農業関連施設の応急復旧</p>
九州森林管理局	<p>(1) 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給</p>
九州経済産業局	<p>(1) 救援物資の円滑な供給の確保</p> <p>(2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保</p> <p>(3) 被災中小企業の振興</p>

九州産業保安監督部	(1) 鉱山における災害時の応急対策 (2) 危険物等の保全
九州地方整備局	(1) 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 (2) 港湾施設の使用に関する連絡調整 (3) 港湾施設の応急復旧
九州運輸局	(1) 運送事業者への連絡調整 (2) 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局	(1) 飛行場使用に関する連絡調整 (2) 航空機の航行の安全確保
福岡管区气象台	(1) 気象状況の把握及び情報の提供
第七管区海上保安本部	(1) 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 (2) 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 (3) 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 (4) 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 (5) 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
九州地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	(1) 武力攻撃事態等における侵害の排除
海上自衛隊	(2) 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等
航空自衛隊	

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	(1) 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	(1) 避難住民の運送及び緊急物資の運送 (2) 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	(1) 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 (2) 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い

電気事業者	(1) 電気の安定的な供給
ガス事業者	(1) ガスの安定的な供給
日本郵便株式会社	(1) 郵便の確保
病院その他の医療機関	(1) 医療の確保
道路の管理者	(1) 道路の管理
日本赤十字社	(1) 救援への協力 (2) 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 (2) 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第6章 大分県の地域特性

1 地勢

本県は、九州東北部に位置し、東は豊後水道を隔てて愛媛県を望み、西は阿蘇外輪山の北東斜面を境として熊本県に、南は祖母山、傾山などで宮崎県に、北は山国川及び英彦山によって福岡県にそれぞれ隣接し、さらに周防灘を挟んで山口県と相対している。大分県の広さは、東西118.6km、南北105.9kmで、総面積6,338km²となり、全国総面積の約1.7%に当たる。

なお、これは全国都道府県中22位の広さであり、他県と比較すると、山口県よりやや広く、群馬県よりわずかに狭い。

東端：佐伯市鶴見水ノ子島	東経132° 10' 47"
西端：日田市前津江町柚木字大藪	東経130° 49' 37"
南端：佐伯市蒲江大字蒲江浦深島	北緯 32° 42' 40"
北端：東国東郡姫島村字川尻丸石鼻	北緯 33° 44' 14"

(1) 地形の特徴

ア 海岸線

- 県北部の中津平野の海岸は、周防灘に面した単調で遠浅の海岸である。
国東半島の北部は出入りが激しいリアス式海岸であるが、半島東部及び南部は比較的単調で砂浜海岸も見られる。
- 県中部の別府湾に面した海岸は、単調な砂浜海岸で、別府湾南部の大分市では大規模な埋立地が造成されている。
- 佐賀関半島から南部は、臼杵湾、津久見湾、佐伯湾等の入江が多く、出入りの激しいリアス式海岸となっている。この海岸線の背後には山が迫り断崖となっている部分が多い。湾や入江の奥には狭い砂浜が見られる。
海岸線の総延長は769.2kmで、姫島、大入島等の島々が散在している。

イ 低地及び台地（河川及び湖沼）

- 県北部には、英彦山、八面山、由布岳一帯を源とする山国川、犬丸川、駅館川等の河川により下流部に扇状地性の豊前平野、宇佐平野が形成されている。
- 別府湾北部には、八坂川沿いの狭い低地と、火山山麓と別府湾とに挟まれた別府低地が位置している。
- 別府湾南部には、由布岳に源を発する大分川と、阿蘇外輪山に源を発する大野川とによって大分平野が形成されており、その前面には、広大な埋立地が造成されている。大分平野と山地との間には、大分川台地、大野川台地、神崎海岸段丘等の平坦な面をもつ台地が位置している。
- 佐賀関半島から南はリアス式海岸であり、低地は臼杵川下流の臼杵低地、番

匠川沿いの佐伯低地及び埋立地に分布する以外、広いものはなく、湾や入江の奥に僅かに分布する程度である。

- 県西部には、阿蘇外輪山に源を發し有明海に注ぐ筑後川が流れており、日田盆地で玖珠川、花月川が合流している。
- 一方、県内に分布する湖沼はその規模が小さく、代表的なものとしては別府市の志高湖、由布市湯布院町の山下池、小田の池などがあげられる。

ウ 山地・丘陵

- 県北西部には、犬ヶ岳（1,131m）、英彦山（1,200m）、釈迦岳（1,231m）、御前岳（1,209m）等の高さ1,200m程度の山が連なっている。
- 県中部から北部にかけての火山性の山地として、国東半島には両子山（720m）が、別府市の西方には鶴見岳（1,375m）、伽藍岳（1,045m）、由布岳（1,583m）が、また、県中西部には久住山（1,787m）、大船山（1,786m）等が位置し九重山を形成している。
- 大分川と大野川とを分ける大野山地には、鎧ヶ岳（859m）、御座岳（797m）、亀ヶ岳（768m）等の高さ1,000m以下の山が位置している。
- 県南部には、祖母山（1,756m）、傾山（1,602m）、本谷岳（1,643m）等の高さ1,500m以上の山が連なっている。
- 丘陵地は県北部の火山山麓、別府湾北部、竹田市周辺などに見られ、小起伏を有する地形を呈している。

2 土地利用等社会条件

大分県は平野が少なくほとんどが山地のため、土地利用は県土の約71%を林野が占めている。耕地は約10%で、海岸部の平野、河川沿いの盆地や山間地等に分布するのみである。耕地の約69%が水田に利用されている。また、久住飯田高原をはじめとする県内数カ所に、まとまった原野が分布している。

県内では、大分市・別府市で都市化が進み、大分市の郊外の低地に市街地が拡大しつつある。また、丘陵地や台地には大規模な住宅団地が数多く造成されている。

大分市の海岸部には、埋立地が造成され、石油基地、火力発電所、製鉄所等が立地し九州屈指の臨海工業地帯を形成している。

3 人口分布

人口分布は、県都大分市に全人口の約4割が集中し、10万人以上の都市は、大分市及び別府市の両市であり、県中部に人口が集中している。また、その他人口5万人を超える都市は、県北部の中津市、宇佐市、県西部の日田市及び県南部の佐伯市と県境周辺部に人口が多い。

4 道路の位置等

道路は、日豊本線に沿って南北に縦断し、福岡県及び宮崎県と繋がっている国道10号をはじめ、大分市から熊本方面へ通じる国道57号、大分市から四国方面を結ぶ国道197号並びに、大分市から日田方面に抜けて福岡県と繋がる国道210号等がある。

(1) 一般道路

ア 一般国道

大分県内の一般国道は16路線、実延長約9百km（自動車専用道路を除く）に達し、そのうち指定区間（国道10号、国道57号全線と国道210号の一部区間）は国土交通省、指定区間外は県が管理している。

イ 県道

大分県内には、主要地方道45路線、一般県道195路線、合わせて実延長約2千km（旧道含み、自動車道除く）に達する県道がある。

ウ 市町村道

大分県内には、約2万6千路線、約1万4千kmに達する市町村道がある。

(2) 高規格道路

ア 東九州自動車道

九州の東側において、福岡県北九州市を起点として、福岡、大分、宮崎、鹿児島各県を南北に結び鹿児島県鹿児島市に至る延長約436kmの高速自動車国道である。

大分県内区間は、約109km（九州横断自動車道長崎大分線との重用区間の約33kmを除く）あり、既に全線供用されている。

イ 九州横断自動車道長崎大分線

長崎県長崎市を起点として、長崎、佐賀、福岡、大分の各県を東西に結び大分市に至る延長約257kmの高速自動車国道である。

大分県内区間は、約106kmであり、既に全線供用されている。

ウ 中九州横断道路

大分市から熊本県熊本市の間を結ぶ、延長約120kmの地域高規格道路である。

大分県内区間は、約60kmであり、このうち、「豊後大野市犬飼町～豊後大野市千歳町間（犬飼千歳道路）」4.3km、「豊後大野市千歳町～豊後大野市大野町間（千歳大野道路）」8.7km及び「豊後大野市大野町～竹田市会々間（大野竹田道路）」12.8kmのうち「大野～朝地間」6.3kmの合計27.3kmが供用されている。

エ 中津日田道路

中津市から日田市の間を結ぶ、延長約50kmの地域高規格道路である。

現在、「中津市定留～中津市犬丸間（中津港線）」1.5kmと「中津市犬丸～中津市伊藤田間（中津道路）」2.1km、「中津市伊藤田～中津市三光間（中津三光道路）」3.0km及び「中津市本耶馬溪町落合～中津市耶馬溪町山移間（本耶馬溪耶馬溪道路）」5.0kmが供用されている。

オ 大分中央幹線道路

九州横断自動車道長崎大分線大分ICと大分市街地を結ぶ、延長約6kmの地域高規格道路である。このうち、「国道210号～国道10号間」2.2kmが供用されている。

カ 大分空港道路

速見郡日出町から国東市武蔵町を結ぶ延長約30kmの地域高規格道路である。

「日出町南畑（速見IC）～日出町大神（藤原JCT）間」11.5km、「日出町大神（藤原JCT）～国東市安岐町大添（安岐IC）間」13.5kmが供用されている。また、「国東市安岐町大添（安岐IC）～国東市安岐町塩屋（国道213号）間」6.0kmについては、自動車専用道路として開通した県道糸原杵築線を活用している。

5 気候

九州は緯度からみれば日本の中では比較的低緯度地方にあり、一般に暖かく降水量も多い。しかし、九州でも地方によって大きな違いがあり、ことに大分県は山地が海岸に迫っているため気候は複雑である。

風は全般的に弱く年平均2～3m/sで、冬は北西、夏は南西の季節風が多い。

気温と降水量を主とし、天気分布など参考にして大分県を次の5気候区に分けた。

① 内海型気候区

別府湾と臼杵湾に臨み、年平均気温は15℃～16℃、年間降水量は1,600～1,900mmである。

② 準日本海型気候区

周防灘に臨む地域で、冬期は比較的雪が多い。年平均気温は15℃前後、年間降水量は、1,500～2,000mmである。

③ 南海型気候区

津久見以南で豊後水道に臨み、温暖多雨。年平均気温は15～17℃、年間降水量は、2,000～2,400mmである。

④ 山地型気候区

英彦山、九重山、祖母山系などを含む海拔300～400m以上の高地で、年平均気温は、11～14℃、年間降水量は1,800～2,800mmである。

⑤ 内陸型気候区

日田盆地を中心とする地域で、年平均気温は15℃前後であるが、寒暖の差が大きい。年間降水量は2,000mm前後である。

6 鉄道、空港、港湾

(1) 鉄道路線

J R九州の日豊本線、久大本線、豊肥本線、日田彦山線があり、本県と隣接する福岡方面は、日豊本線、久大本線、日田彦山線、熊本方面は豊肥本線、宮崎方面は日豊本線でそれぞれ繋がっている。

(2) 空港

大分空港があり、瀬戸内海に突き出た国東半島東部の国東市の地先水面を埋立てて設置された、いわゆる「海上空港」であり、大分市から陸路約52km、海上約29km、別府市から陸路約37kmの距離にある。

所在地等

所在地	大分県国東市武蔵町糸原字大海田
標点位置	北緯33度28分34秒、東経131度44分23秒
標高	5.17m
敷地面積	1,481,681平方メートル

(3) 港湾

大分県内には、大分港、別府港、中津港、津久見港、佐伯港の重要港湾5港と13港の地方港湾があり、全て大分県が管理を行っている。大分港、別府港、佐伯港(宿毛)、佐賀関港、臼杵港、竹田津港(漁港)に内航フェリー航路があり、国東港伊美地区・姫島港、津久見港、佐伯港(大入島)には離島航路がある。

ア 大分港(港湾管理者:大分県)

大分港は中国、東南アジアに近く、しかも瀬戸内海に面した九州の東の玄関口に位置する。

大在地区には、平成8年11月に供用を開始した大在コンテナターミナルがあり、5万トン級コンテナ船に対応できる大水深コンテナターミナルである。

大在コンテナターミナルは、総面積は22万㎡で4,755TEUの蔵置能力を有し、水深14m、延長280mと、水深10m、延長170mの2つの岸壁を備えている。

さらに2基のガントリークレーンをはじめ、冷凍冷蔵倉庫、くん蒸庫、夜間作業に対応できる照明施設などが整備されており、365日24時間稼働体制をとっている。

また、関東向けのRORO船が週11便運航している。

西大分地区では、神戸航路の定期フェリーが1日1便運行し、車両及び一般旅客を航送している。平成28年度末に、上記フェリーが運航している-7.5m岸壁を耐震強化岸壁に改良する工事が完成した。

イ 別府港（港湾管理者：大分県）

国際観光温泉文化都市の海の玄関口別府港は、別府湾の湾奥に位置し、別府の海の玄関口として、昭和26年に重要港湾の指定を受けた。

現在では、大阪航路1日1便、八幡浜航路1日6便の計7便の定期フェリーが運行し車両及び一般旅客を航送している。

平成24年度に第四埠頭で新たに14万トン級の旅客船が着岸できる-10m岸壁が完成した。

ウ 中津港（港湾管理者：大分県）

中津港は大分県の最北端に位置し、中津市を背後に擁する港湾である。

昭和34年に地方港湾に指定され、現在までに-7.5m岸壁2バース、-5.5m岸壁3バース、物揚場（-3.5m）120mが完成している。

平成11年6月に重要港湾に指定され、県北地域における流通拠点港としての役割を担うため平成16年には-8m岸壁1バース・-11m岸壁1バースが供用開始されている。

エ 津久見港（港湾管理者：大分県）

津久見港は、豊後水道に面した津久見湾奥に位置する天然の良港である。

昭和26年、-9m岸壁が完成し、同年重要港湾に指定、大規模地震対策施設として青江地区に-5.5m岸壁1バースが完成、港湾再開発とあわせて、埠頭用地2万4千平方メートルの公共埠頭も平成14年に完成した。

また、平成29年度末に堅浦地区-7.5m岸壁（I期計画）が完成した。

オ 佐伯港（港湾管理者：大分県）

佐伯港は、前面に大入島をひかえた天然の良港である。

昭和34年には本格的な港湾施設の整備拡充が始まり、昭和45年、重要港湾に指定され、現在までに女島地区に-10m岸壁2バース、鶴谷地区に-5.5m岸壁7バース、葛地区に-5.5m岸壁1バースが整備されている。また、女島地区において、多目的国際ターミナルとして、-14m岸壁1バース等が平成25年度末に供用を開始した。

葛地区では、1航路（佐伯・宿毛湾間）、1日3便の定期フェリーが運航し、車両及び一般旅客を航送している。

カ 佐賀関港（港湾管理者：大分県）

1航路（佐賀関・三崎間）、1日16便の定期フェリーが運行し、車両及び一般旅客を航送している。

キ 臼杵港（港湾管理者：大分県）

2航路（臼杵・八幡浜間）、1日14便の定期フェリーが運行し、車両及び一般旅客を航送している。

ク 国東港伊美地区・姫島港（港湾管理者：大分県）

1 航路（伊美・姫島間）、1日12便の定期フェリーが運航し、車両及び一般旅客を航送している。

ケ 竹田津港（漁港管理者：大分県）

1 航路（徳山下松・竹田津間）、1日5便の定期フェリーが運行し車両及び一般旅客を航送し、中国地区と東九州地区を結ぶ最短距離にある。

7 自衛隊施設

県内には、陸上自衛隊施設として別府駐屯地、湯布院駐屯地、玖珠駐屯地及び大分分屯地、海上自衛隊施設として海上自衛隊佐伯基地、その他施設として自衛隊別府病院及び自衛隊大分地方協力本部、また防衛省施設として別府市内に九州防衛局別府防衛事務所が所在する。

8 石油コンビナート等特別防災区域

大分県における特別防災区域は、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）及び石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（昭和51年通商産業省、自治省告示第1号）の定めるところにより、大分地区として大分市のうち次の区域とする。

- 1 大字日吉原、大字青崎、大字一ノ洲、大字家島、字一本木、字城ノ内、字渡場、字横合、字上西川、字東松浦、字内中洲、字東中洲及び字飛島、大字小中島、字新田、字江ノ道及び字中島、大字三佐、字浜新地及び字仲洲、大字鶴崎、字西浜、字塩田、字田ノ上、字向島、字家形、字前田、字平素麵、字池田、字長畑、字八反畑、字芳原、字前川及び字新堀並びに大字中ノ洲の区域のうち主務大臣の定める区域
- 2 萩原都市下水路北岸、大分川派川裏川右岸及び海岸線で囲まれた区域

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 組織・体制の整備（法4-1関係）

1 県の各部局等における平素の業務（法4-1関係）

県の各部局、企業局、病院局、教育委員会及び警察本部は、第3編第2章の(4)による担当業務について体制の整備等国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素から準備を行うこととし、各部局が実施する業務については、別に定める。

2 県職員の参集基準等（法4-1関係）

(1) 職員の迅速な確保

県は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

県は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、職員による当直体制を整備するなど24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 県の体制及び職員の参集基準等

県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受ける以前の段階においても、県対策本部と同様の組織・体制を整備する。

(4) 国民の権利利益の救済の手続き等（法6関係）

県は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

3 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等（法4-1関係）

(1) 市町村

市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手續等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

(2) 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

第2 関係機関との連携体制の整備

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

県は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保（法34③④⑦⑧関係）

県は、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。

2 国の機関との連携

(1) 指定行政機関等との連携（法3④、11④、34⑤関係）

県は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や県国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

(2) 防衛省・自衛隊との連携（法3④、15①関係）

県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛省、陸上自衛隊（西部方面総監部の他、別府、湯布院、玖珠各駐屯地など）、海上自衛隊（呉地方総監部）及び航空自衛隊（西部航空方面隊）との連携を図る。

(3) 指定地方行政機関との連携（法3④、11④関係）

県は、その区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

3 他の都道府県との連携

(1) 広域応援体制の整備（法12①、147関係）

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直しを行う等により、県の区域を越える広域的な避難、物資及び資材の提供並びに救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

【国民保護措置のため締結している相互応援協定】

協定名称	応援内容	応援要求要領
九州・山口 9 県武力攻撃災害時等相互応援協定	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急措置に必要な職員の派遣 2 食料、飲料水及び生活必需品の提供 3 避難・収容施設及び住宅の提供 4 緊急輸送路及び輸送手段の確保 5 医療支援 6 武力攻撃災害等に対処するための物資や資機材の提供 7 その他災害応急措置の応援のため必要な事項 	<p>○ 被災県等は、要請する理由及び必要とする応援内容を明らかにして関係県に応援を要請</p>
関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の派遣 2 食料、飲料水及び生活必需品の提供 3 資機材の提供 4 避難者及び傷病者の受入れ 5 船舶等の輸送手段の確保 6 医療支援 7 その他被災府県が要請した措置 	<p>○ 被災県は、単独では十分な災害対策等ができないと判断したときは、九州地方知事会に応援を要請</p> <p>○ 要請を受けた九州地方知事会が自らの構成県だけで応援ができないと判断したときは、関西広域連合に応援を要請</p>
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	大規模災害における対応	○ 全国知事会の調整による

【防災のため締結している相互応援協定】

協定名称	応援内容	応援要求要領
九州・山口 9 県災害時相互応援協定	1 災害応急措置に必要な職員の派遣 2 食料、飲料水及び生活必需品の提供 3 避難・収容施設及び住宅の提供 4 緊急輸送路及び輸送手段の確保 5 医療支援 6 その他災害応急措置の応援のため必要な事項	○ 幹事県の総合調整による応援（被災県が各県個別に要請ができないとき） ○ 幹事県の総合調整による自主応援（被災県が応援要請ができない状況と判断されるとき）
関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	1 職員の派遣 2 食料、飲料水及び生活必需品の提供 3 資機材の提供 4 避難者及び傷病者の受入れ 5 船舶等の輸送手段の確保 6 医療支援 7 その他被災府県が要請した措置	○ 被災県は、単独では十分な災害対策等ができないと判断したときは、九州地方知事会に応援を要請 ○ 要請を受けた九州地方知事会が自らの構成県だけで応援ができないと判断したときは、関西広域連合に応援を要請
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	大規模災害における対応	○ 全国知事会の調整による

(2) 警察災害派遣隊の充実・強化（法 1 2 ②後段関係）

県警察は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出勤できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出勤体制の確立等必要な体制の整備を図る。

(3) 九州各県及びその他近隣県との間での情報共有（法 1 2 ①関係）

広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、九州各県その他近隣県との間で緊密な情報の共有を図る。

特に、生物剤による攻撃にあつては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所、大分県衛生環境研究センター等の機関は、上記各県との間で緊密な情報の共有を図る。

(4) 他の県に対する事務の委託（法 1 3 関係）

県は、九州各県その他近隣県に対し、国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、あらかじめ関係各県と協議するなど必要な準備を行う。

4 市町村との連携

(1) 市町村との連携時の留意点（法 1 4 ①関係）

県は、区域内の市町村との緊密な連携を図る。この場合において、特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、市町村との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

(2) 市町村の行うべき事務の代行（法 1 4 ①関係）

県は、市町村長の行うべき国民保護措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

(3) 市町村国民保護計画の協議（法 3 5 ⑤関係）

県は、市町村国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市町村の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 市町村間の連携の確保（法 3 5 ③④関係）

県は、近接する市町村が相互の市町村国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることや、防災のために締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援することなどを通じて、市町村相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。

(5) 消防機関の応援態勢の整備

県は、区域内の消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、県の区域内の消防機関との調整や応援態勢の整備を図る。

また、消防機関におけるNBC対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在について、把握する。

(6) 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、県は、市町村と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。また、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練への消防団の参加について配慮する。

5 指定公共機関等との連携

(1) 指定地方公共機関国民保護業務計画への助言（法36④関係）

県は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、その自主性に配慮しつつ、必要な助言を行う。

(2) 関係機関との協定の締結等（法147関係）

県は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援（法4③関係）

県は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援（法4③関係）

県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

1 情報ネットワークの充実

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、今後とも大分県高度情報ネットワークシステムの充実強化を図るとともに、平素から管理・運用体制を構築しておくものとする。

2 非常通信体制の整備（法156関係）

(1) 県は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された大分地区非常通信連絡会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意する。

(施設・設備面)

ア 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。

イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。

ウ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。

エ 被災現場の状況をヘリコプターテレビ伝送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。

オ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

(運用面)

- ア 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
- ウ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
- エ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- オ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用面を図る。
- カ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- キ 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

3 県警察における通信の確保

県警察は、九州管区警察局等、県及び市町村と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

4 市町村における通信の確保

市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている市町村においては、デジタル化の推進に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

第4 情報収集・提供等の体制整備

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備（法8関係）

県は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

県は、体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有（法3④関係）

県は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

(4) 県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビ伝送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

2 警報等の通知に必要な準備

(1) 警報等の通知先となる関係機関（法46関係）

県は、国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等を常に把握、更新しておくものとする。

(2) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備（法４８関係）

県は、消防庁から警報の通知を受けたときに知事が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、市町村との役割分担も考慮してそれぞれの伝達先を定めておくものとする。

(3) 市町村に対する支援（法９①、４７③関係）

県は、市町村が高齢者、障がい者、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行う。

また、県警察は、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との協力体制を構築する。

3 市町村における警報の伝達に必要な準備（法９①、４７関係）

市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

また、市町村は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市町村国民保護計画に定めておくものとする。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

県が消防庁に安否情報を報告する様式は、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（以下「安否情報省令」という。）第２条に規定する様式第３号である。

(1) 安否情報収集のための体制整備（法９４②関係）

県は、市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、市町村の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）についても把握する。

(2) 安否情報の収集のための準備（法９４②③関係）

県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある関係機関の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう協力を求める関係機関に対して、安否情報報告事項等の周知徹底を図る。

5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備（法 9 4 ①関係）

市町村は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握（法 9 4 ①③関係）

市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

6 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備（法 1 2 6 ①、1 2 7 ②関係）

県は、被災情報の収集、整理及び報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備（法 1 2 7 ①関係）

県は、市町村に対し、被災情報の報告を所定の様式に準じて行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を、速やかに、県に報告するよう周知する。

7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

(法 127 ①関係)

市町村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

第5 研修及び訓練

1 基本的な考え方

県は、武力攻撃事態等において 住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有している。

このため県の職員は、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における国民保護措置の実施能力の向上に努めるものとする。

2 研修

(1) 国の研修機関における研修の活用

県は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、消防大学校等国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 県における研修の活用

県は、広く職員の研修機会を確保するとともに、市町村と連携し、市町村職員、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行う。

(3) 外部有識者による研修

県は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

3 訓練 (法42関係)

(1) 県における訓練の実施

県は、区域内の市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努め、また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするよう努めるものとする。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 県対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び県対策本部設置運営訓練
- ② 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- ③ 住民に対する避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。(法42③関係)

オ 県は、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ 県警察は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。(法42②関係)

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備（法54①②関係）

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、県の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の県対策本部において集約・整理すべき基礎的資料を準備する。

(2) 市町村への支援（法3④関係）

市町村が避難実施要領のパターンを作成するに当たっては、県及び県警察は、必要な助言を行う。

2 救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備（法75、142関係）

県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の救援に関して必要な基礎的資料を準備する。

(2) 電気通信事業者との協議（法78関係）

県は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

(3) 医療体制の整備等（法34、36、85関係）

武力攻撃災害が発生した場合に的確かつ迅速に医療活動ができるよう、大分県地域防災計画に準じ、日本赤十字社大分県支部等指定公共機関等と連携して、避難住民等に対する医療の提供を行うための体制の確立を図る。

県は、県医師会に対し救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。この場合において、県医師会の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

また、武力攻撃災害における消防機関と医療機関との連絡システムについては、現行の広域災害・救急医療システムを活用するとともに、武力攻撃災害時においても有効なシステムについても検討する。

(4) 市町村との調整（法76関係）

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととすることができることから、市町村が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町村と調整する。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等（法71、79関係）

県は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関等関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制、また協定の締結等円滑に運送の求めに応じることができる体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者や地方運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握する。

(2) 輸送施設に関する情報の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、地方運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握する。

(3) 運送経路の把握等

県は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。

(4) 離島における留意事項

県は、国、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関等の長との連携協力に努め、全住民の避難を想定した場合の輸送手段等の情報を把握しておくものとする。

4 交通の確保に関する体制等の整備（法64①、155関係）

(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

(2) 交通管理体制及び交通管制施設の整備

県警察は、武力攻撃事態における広域交通管理体制の整備を図る。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図る。

(4) 道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携する。

5 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方（法148関係）

県は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

ア 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。

イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下駐車場、地下道等の地下施設を指定するよう配慮する。

ウ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

エ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。

オ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

カ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続（法148②関係）

県は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。

また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等（法 149 関係）

県は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、県に届け出るよう周知する。

(5) 避難施設データベースの共有化

県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を国に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期的に国に報告する。

(6) 市町村及び住民に対する情報提供

県は、市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設データベースの情報を市町村に提供する。

また、住民に対しても、県警察、市町村、消防等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を提供する。

6 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え

(1) 避難実施要領のパターンの作成

市町村は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難方法等について特に配慮するものとする。

(2) 輸送体制の整備等

市町村は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町村内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市町村内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握する。

(3) 市町村長が実施する救援

市町村は、知事との調整の結果、市町村長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

第3章 生活関連等施設の把握等

第1 生活関連等施設の把握等（法102関係）

1 生活関連等施設の把握

(1) 生活関連等施設の把握

県は、その区域内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、以下に掲げる項目について整理する。

〈生活関連等施設についての整理項目〉

- ① 施設の種類
- ② 名称
- ③ 所在地
- ④ 管理者名
- ⑤ 連絡先
- ⑥ 危険物質等の内容物
- ⑦ 施設の規模

(2) 警察本部長及び海上保安部長等に対する情報提供（法102④関係）

知事は、警察本部長及び海上保安部長等に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等（法102①関係）

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、警察本部長及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

(2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

(3) 管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

(4) 管理者に対する助言

警察本部長及び海上保安部長等は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行うものとされている。

3 市町村における平素からの備え

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市町村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

第2 県が管理する公共施設等における警戒(法11①、法16①、法102③関係)

県は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、警戒等の措置を実施する。

市町村は、その管理する公共施設等における警戒について、県の措置に準じて実施するものとする。

この場合において、県警察との連携を図るものとする。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

1 基本的考え方

(1) 防災のための備蓄との関係（法146関係）

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国との連携（法3④、144関係）

県は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携のもとで対応する。

2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備

(1) 国、市町村その他関係機関との連携（法87、142、144、145関係）

県は、国、市町村その他関係機関と連携を図るとともに、国民保護措置に必要な物資及び資材等の調達については、事業者との間でその供給に間する協定をあらかじめ締結する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材（法147関係）

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、県は、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する。また、県は自らが講ずる国民保護措置を支えるための職員のための食料、飲料水並びに自家発電設備及びその燃料などについて備蓄する。

3 県が管理する施設及び設備の整備、点検等

県は、その管理する施設及び設備を整備、点検し、代替性の確保に努め、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

4 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備

(法145関係)

市町村及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

5 各家庭、職場での備蓄

県は、県民が各家庭、職場において、食料、飲料水及び生活必需物資を備蓄するよう、防災のための啓発と連携を図りつつ、自主防災組織等を通じて備蓄に関する啓発に努める。

第5章 国民保護に関する啓発

1 基本的考え方

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うなど、国民保護に関する啓発に努めるものとする。

2 啓発の方法等（法43関係）

(1) 啓発の方法

県は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

県は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、学校教育を通じて、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

3 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発（法43関係）

(1) 住民が取るべき対処等の啓発

県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、県は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

(2) 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底するものとする。

4 市町村における国民保護に関する啓発（法４３関係）

市町村は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発に努めるものとする。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

1 基本的考え方

県は、国が武力攻撃事態等を認定した場合において、国から対策本部を設置すべき旨の通知を受けた場合は、県対策本部を設置し、国民保護措置を実施する。

しかし、武力攻撃事態等の認定が行われていない場合又は武力攻撃事態等の認定が行われたものの、国から対策本部を設置すべき旨の通知を受けていない場合に、県内及び隣接県において、多数の人を殺傷する行為等の事案（以下「緊急事案」という。）等が発生するおそれがあるとの情報を入手又は緊急事案等が発生したことを把握した場合等においては、住民の生命、身体及び財産を保護するための初動的な被害への対処が必要である。

このようなことから、県は、大分県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置される前の初動連絡体制として、大分県緊急事態連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置して、関係機関からの情報収集を行うとともに、応急活動を行うこととする。

2 緊急事態連絡本部の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡本部の設置

知事は、県対策本部の設置前において、次に掲げる設置基準に該当する場合は、応急活動を的確かつ迅速に実施するため、連絡本部を設置する。また、関係機関との連絡体制を整えるものとする。

ア 設置基準

- (ア) 国において武力攻撃事態等の認定がない場合において、県内外において緊急事案が発生したことを把握した場合（既に(イ)に該当している場合を除く。）
- (イ) 国において武力攻撃事態等の認定がない場合において、県内外において緊急事案が発生するおそれがあるとの情報を入手し、知事が連絡本部の設置の必要性があると認めた場合（既に(ア)に該当している場合を除く。）
- (ウ) 国において武力攻撃事態等の認定が行われた場合（既に(ア)・(イ)に該当している場合を除く。）

イ 廃止基準

- (ア) 緊急事案が終結した場合(武力攻撃事態等の認定が行われている場合を除く。)
- (イ) 武力攻撃事態等が終結した場合
- (ウ) 大分県国民保護対策本部の設置が決定された場合
- (エ) その他知事が廃止することが適当と認めた場合

ウ 設置場所

連絡本部は、原則として大分県庁舎新館8階防災センターに設置する。

県庁舎新館が被災し、設置出来ない場合は、県庁舎本館等の中から被災状況を勘案して指定した施設に設置する。

エ 組織及び業務内容

(ア) 連絡本部

県対策本部に準じて編成する。

(イ) 連絡本部総合調整室及び受援・市町村支援室

緊急事案や国による武力攻撃事態等の認定等に関する情報等を一元的に掌握し、応急対策を円滑に処理するため連絡本部に生活環境部防災局防災危機管理監を長とする連絡本部総合調整室を置くとともに、他県からの人的受け入れや県内市町村等への人的派遣を行うため、総務部審議監を長とする受援・市町村支援室を置き、県対策本部に準じて編成する。

(ウ) 連絡本部会議

連絡本部長は、情報収集連絡等に関する重要事項の協議等を行うため、連絡本部の会議(以下「連絡本部会議」という。)を設置し、県対策本部に準じて編成する。

連絡本部会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。

- ① 武力攻撃事態等のおそれのある状況及びその対応状況
- ② 関係課相互の調整事項
- ③ 関係機関の連携に関する事項
- ④ 国、都道府県及び関係機関に対する要請に関する事項
- ⑤ その他情報の収集連絡等に関する事項

(エ) 部及び班

県対策本部に準じて編成する。

(オ) 地区連絡本部

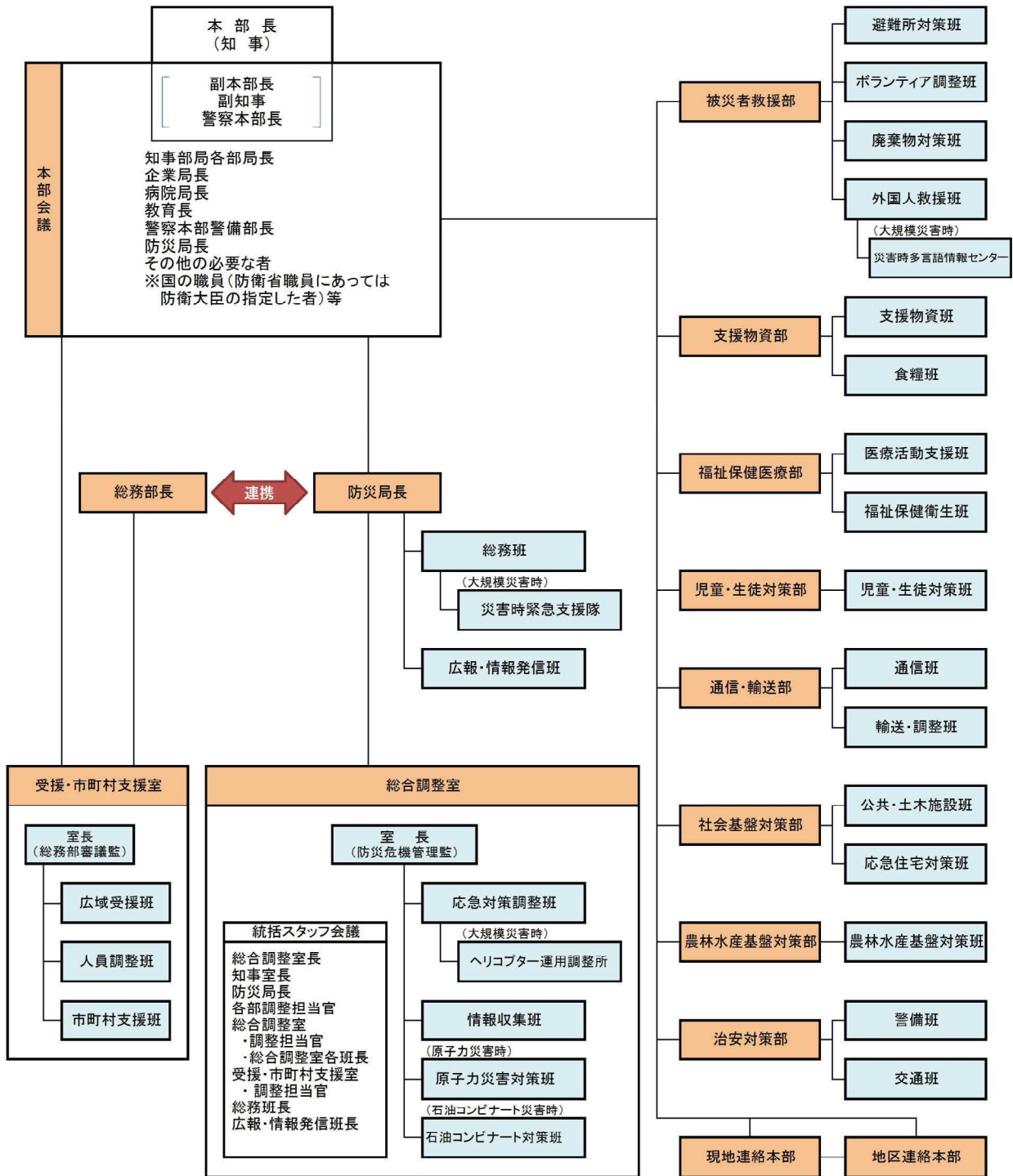
地区対策本部に準じて設置する。

(カ) 現地連絡本部

現地対策本部に準じて設置する。

[連絡本部の構成等]

大分県緊急事態連絡本部組織図



オ 参集

原則、県対策本部と同様に全職員参集とする。
具体的な参集基準は、別途定める。

カ 連絡本部設置時の留意事項

- ① 県は、「連絡本部」を設置したときは、直ちに事案の発生について、消防庁を經由（県警察は、警察庁を經由）して国〔内閣官房〕に連絡する。
- ② 連絡本部は、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、県警察、消防、海上保安庁、自衛隊等の関係機関に設置を通知するとともに、当該事案に係る情報収集及び情報提供を行う。
- ③ 連絡本部は、必要に応じて自衛隊、関係市町村その他防災関係機関に対して、連絡員の派遣を要請することができる。

(2) 連絡本部設置時における初動措置

県は、連絡本部において、事態認定前の事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図るための必要な措置を講じる。また、事態認定後においては、国民保護法に基づく必要な措置を講じるほか、必要に応じて、国に対して本県を国民保護対策本部を設置すべき都道府県に指定するよう要請を行う。

(3) 国等への支援要請

知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する等必要な措置を講ずる。

3 国民保護対策本部に移行する場合の調整

- (1) 連絡本部を設置した後に、県に対し、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合については、上記連絡本部廃止基準のとおり直ちに大分県国民保護対策本部を設置して新たな態勢に移行するとともに、連絡本部は廃止する。
- (2) 県対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

4 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

市町村は、市町村国民保護対策本部設置前において、市町村長が多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合には、県に準じた対応をとるものとする。

第2章 県対策本部の設置等

1 県対策本部の設置（法27①②、28①～③関係）

(1) 設置基準

知事は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を経由して県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合、直ちに県対策本部を設置する。

(2) 廃止基準（法30関係）

知事は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止する。

(3) 設置場所

対策本部は、原則として大分県庁舎新館8階防災センターに設置する。

県庁舎新館が被災し、設置出来ない場合は、県庁舎本館等の中から被災状況を勘案して指定した施設に設置する。

(4) 県対策本部の組織、事務分掌等（31関係）

ア 県対策本部

① 県対策本部長

県対策本部の本部長（以下「県対策本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

② 県対策副本部長

県対策本部の副本部長（以下「県対策副本部長」という。）は、副知事、警察本部長をもって充て、県対策本部長に事故あるときは、副知事、警察本部長の順で、その職務を代理する。

③ 本部員

県対策本部の本部員は、知事部局各部局長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部の警備部長及び防災局長をもって充てる。

イ 対策本部会議（法28⑥関係）

① 武力攻撃災害応急対策その他重要な事項を協議するため、県対策本部長、県対策副本部長、本部員及びその他必要な者を構成員とする対策本部の会議（以下「対策本部会議」という。）を設置する。

なお、県対策本部長は、国の職員（防衛省職員にあっては防衛大臣の指定した者）その他本県以外の者を対策本部会議に出席させることができる。

- ② 対策本部会議において処理すべき事項は、次のとおりとする。
- (ア) 国の指示に関する事項
 - (イ) 県対策本部の国民保護措置の進捗状況に関する事項
 - (ウ) 市町村の被災状況及び国民保護措置の実施状況
 - (エ) 県対策本部内の各部及び市町村国民保護対策本部（以下「市町村対策本部」という。）相互の調整に関する事項
 - (オ) 国、他都道府県及び関係機関に対する応援要請に関する事項
 - (カ) 指定公共機関との連携に関する事項
 - (キ) その他国民保護措置に関する必要な事項

ウ 対策本部総合調整室、総務班、広報・情報発信班及び受援・市町村支援室

対策本部会議の事務処理及び武力攻撃災害に関する情報を一元的に掌握し、武力攻撃災害応急対策を円滑に処理するため対策本部に生活環境部防災局防災危機管理監を長とする対策本部総合調整室を置き、応急対策調整班、ヘリコプター運用調整所（大規模災害時）、広域応援対策班、情報収集班、原子力災害対策班（原子力災害時）及び石油コンビナート対策班（石油コンビナート災害時）を設置する。

なお、防災局長の下に総務班、災害時緊急支援隊（大規模災害時）及び広報・情報発信班を置く。

また、対策本部に、他県からの人的受け入れや県内市町村等への人的派遣を行うため、総務部審議監を長とする受援・市町村対策室を置き、広域受援班、人員調整班及び市町村支援班を設置する。受援・市町村支援室は、総務部長と防災局長の連携のもと、対応するものとする。

各班の編成は、県災害対策本部に準ずることとし、各班の分掌事務は、県対策本部長が別に定める。

エ 部及び班

武力攻撃災害応急対策及び武力攻撃災害情報の収集等を遂行するため、次のとおり部及び班を設置し、各部及び各班の名称及び主な分掌事務は、県対策本部長が別に定める。

- | | |
|----------|-------------------------|
| ① 対策部長 | 知事部局の部局長、教育長及び警察本部の警備部長 |
| ② 副対策部長 | 知事部局の審議監等 |
| ③ 調整担当官 | 知事部局の総務企画監等 |
| ④ 班長 | 知事部局の課長等 |
| ⑤ 副班長・班員 | 班長の所属する課に勤務する職員等 |

オ 地区対策本部

- ① 設置及び廃止
県対策本部が、設置・廃止されたとき
- ② 設置場所
県振興局内

③ 組織・体制

地区対策本部の本部長（以下「地区対策本部長」という。）は、県振興局長をもって充て、地区対策本部の事務を総括する。

地区対策本部の副本部長（以下「地区対策副本部長」という。）は、別に定める地方機関の長等をもって充てる。

地区本部員は、地方機関の長等をもって充てる。

地区対策本部に班を設置する。

なお、各班の名称及び分掌事務は、県対策本部長が別に定める。

④ 地区本部会議及び地区対策本部

地区対策本部に地区本部会議及び地区対策部を置くことができる。

カ 県現地対策本部等の設置（法28⑧関係）

知事は、避難住民の数が多き地域等において、市町村対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県振興局内等に県現地対策本部を設置し、地区対策本部は県現地対策本部の指揮の下に活動する。

県現地対策本部長や県現地対策本部員は、県対策副本部長、県対策本部員その他の職員のうちから県対策本部長が指名する者をもって充てる。

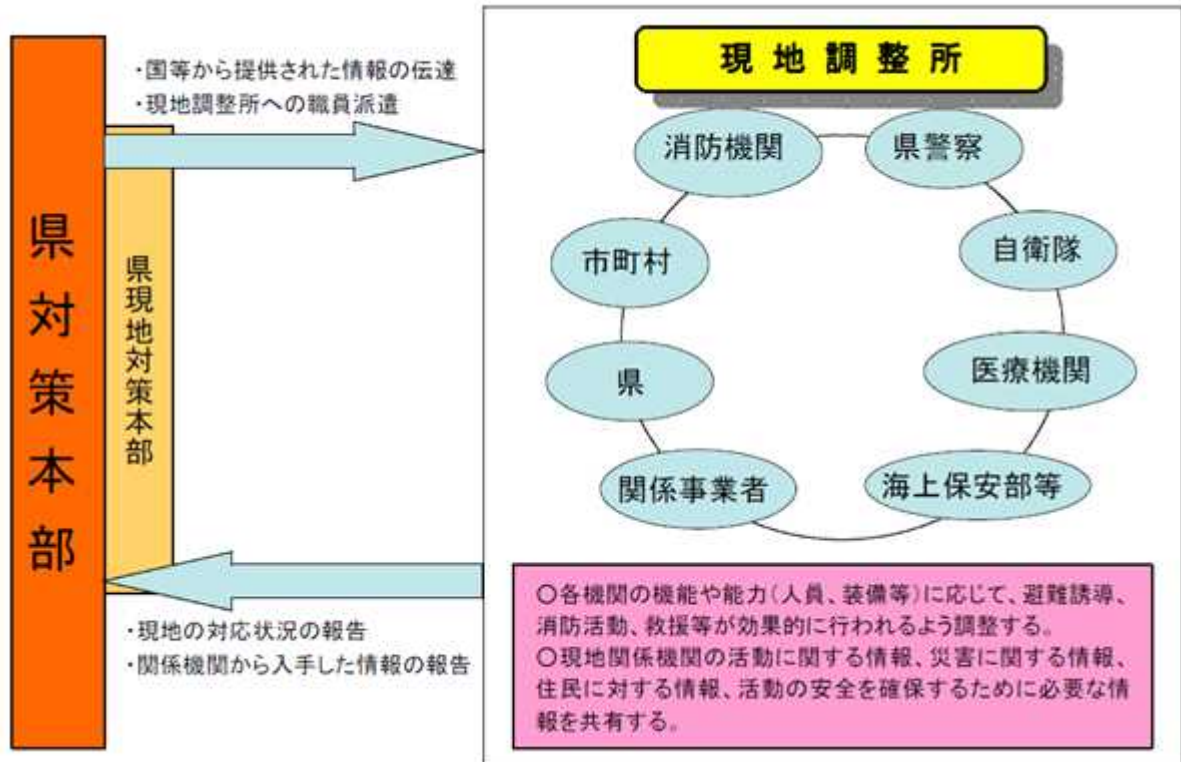
キ 現地調整所の設置

知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（市町村、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認める場合は、現地調整所を速やかに設置（市町村等により現地調整所が設置されている場合は、職員を派遣）し、現地関係機関の間の連絡調整を行う。

※【現地調整所主体について】

現地調整所は、武力攻撃災害の規模、影響を受ける区域の範囲等を勘案して、市町村又は都道府県のうち、最も適切に対処し得る地方公共団体により設置されるものであることから、市町村が対応することが困難な場合、武力攻撃災害の状況が重大な場合、当該措置が市町村の区域を越えて実施される場合等に、県が設置することが想定される。

※【現地調整所の組織イメージ】



※【現地調整所について】

① 性格

現地調整所とは、現地関係機関が制約された時間の中で集約的に行う必要がある措置について、それぞれに与えられた役割の範囲内で活動内容の調整や情報共有を行うために、個々の現場に設けるものである。

② 設置場所

現地調整所は、各現地関係機関の現場における活動を行う上で適した場所に設置される。

地方公共団体は、現場活動との一体性、現地関係機関の利便性、安全性等を考慮して、現地調整所の設置場所を決定する。また、現地調整所には、現場で活動する職員が視認しやすいように、現地調整所の表示を掲げる。

③ 活動

現地調整所の運営は、原則として現地調整所を設置した地方公共団体の職員が、他の現地関係機関の協力を得て行う。現地関係機関の各代表者は、活動内容の確認等及び情報の共有を行うために、随時参集し、協議を行う。

現地調整所に派遣された現地関係機関の各代表者は、各機関の機能や能力（人員、装備等）に応じて効果的な活動が行われるよう、活動内容の確認及び調整を行う。

各現地関係機関は、現地調整所を構成する他の機関に対して、適時適切に情報を提供する。特に、住民及び現地関係機関の職員の生命又は身体の安全確保に関する情報については、できる限り迅速に共有する。各現地関係機関は、現地調整所を通じて入手した最新の情報を、所属する機関の職員に速やかに伝達するとともに、その保全に努める。

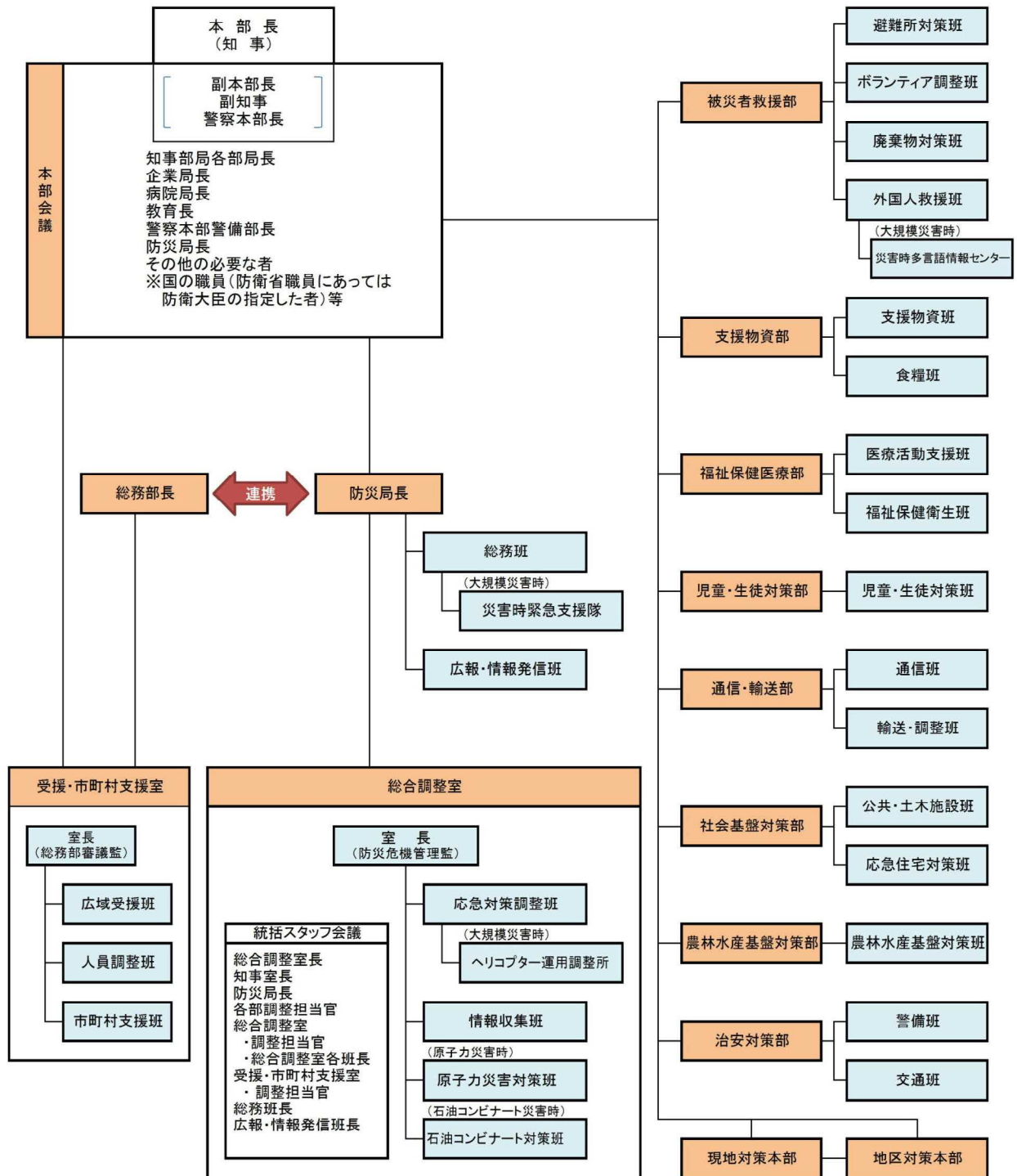
④ 対策本部との連携

地方公共団体の対策本部（現地対策本部を含む）は、収集した情報を現地調整所に伝達し、現地調整所は、現地の活動内容等を地方公共団体の対策本部に対して報告する。

この際、それぞれの伝達及び報告は迅速に行い、国民保護措置が円滑に行われるよう努める。

[県対策本部の構成等]

大分県国民保護対策本部組織図



(5) 参集

原則、全職員参集とする。

職員は、「国から県対策本部設置の指示の通知を認知した場合」は、自主的に参集するものとする。

(6) 県対策本部設置時の留意事項

ア 県対策本部の開設等

県対策本部担当者は、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。

イ 県対策本部設置の通知

知事は、県対策本部を設置したときは、直ちに、市町村、消防本部、関係指定公共機関、指定地方公共機関に対して、県対策本部を設置した旨を通知する。

ウ 県対策本部の代替機能の確保

県は、県対策本部が被災した場合等県対策本部を防災センターに設置できない場合は、被災状況を勘案して指定した施設に設置する。

2 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等 (法26関係)

知事は、県が県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、県における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。

県の区域内の市町村の長から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があった場合も、同様とする。

3 県対策本部における広報等

県は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、県民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、県対策本部における広報広聴体制を整備する。

4 県対策本部長の権限

県対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 県の区域内の国民保護措置に関する総合調整（法29①⑥関係）

県対策本部長は、県の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

また、市町村対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行うことができる。

この場合において、県対策本部長が行う総合調整については、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。

(2) 国の対策本部長に対する総合調整の要請（法29④関係）

県対策本部長は、国の対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

この場合において、県対策本部長は、消防庁を窓口として要請を行うこととし、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 職員の派遣の求め（法29③関係）

県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。また、防衛大臣に対して、その指定する職員の県対策本部会議への出席を求めることができる（自衛隊の連絡員の派遣）。

(4) 情報の提供の求め（法29⑧関係）

県対策本部長は、国の対策本部長に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

この場合、県対策本部長は、消防庁を窓口として情報の提供を求める。

(5) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め（法29⑨関係）

県対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

(6) **県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め（法29⑩関係）**

県対策本部長は、県警察及び県教育委員会に対し、県の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(7) **県対策本部の設置の有無によらない国民保護措置の実施（法29⑪関係）**

知事は、県対策本部の設置の有無にかかわらず、国民保護措置を実施することができる。

5 通信の確保

(1) **情報通信手段の確保**

県は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、緊急情報ネットワークシステム（E-m-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) **情報通信手段の機能確認**

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) **通信輻輳により生じる混信等の対策**

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) **市町村における通信の確保**

市町村は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

第3章 関係機関相互の連携

1 国の対策本部等との連携（法3④関係）

(1) 国の事態対策本部等との連携

県は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行い、国の事態対策本部と密接な連携を図る。

また、県は、国の武力攻撃事態等現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

(2) 武力攻撃事態等合同対策協議会への参加

国の武力攻撃事態等現地対策本部が設置され、国の武力攻撃事態等現地対策本部長が必要に応じ開催する武力攻撃事態等合同対策協議会について参加を求められたときは、県対策本部長又は県対策本部長が指名する対策本部員が参加するものとする。

(3) 武力攻撃事態等における住民の避難に関する措置に係る情報の報告

県は、住民避難が必要となるような状況が生じた場合、速やかに、「資料編」に定める様式に従い、消防庁に報告する。

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

(1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請（法11④関係）

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 市町村からの措置要請（法16④⑤関係）

県は、市町村から要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請等（法15①、20①、28⑦、令3関係）

(1) 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- ① 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
 - ② 派遣を希望する期間
 - ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ④ その他参考となるべき事項
- (2) 知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。
- (3) 知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託

(1) 都道府県間の応援（法12①関係）

- ア 県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。
- イ 県が他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡を行う。ただし、県公安委員会が、警察法第60条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。
- ウ 応援を求める場合の活動の調整や手続については「九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定（平成18年10月23日締結）」に基づき行う。

(2) 事務の一部の委託（法13、令1関係）

- ア 県が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
- ① 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ② 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

イ 他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、県は、上記事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。

また、事務の委託を行った場合は、知事はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請（法21③関係）

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請（法151①、令37関係）

県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 総務大臣に対する職員の派遣の求め（法152①関係）

県は、前記(1)の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、あつせんを求める。

(3) 市町村からの要請に対する職員の派遣（法153関係）

県は、市町村から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

(4) 県の委員会等の知事への事前協議（法151②関係）

県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあつせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。

(5) 市町村からの要請に対する職員のあつせん（法152①関係）

知事は、市町村から職員の派遣についてのあつせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、斡旋を行う。

7 県の行う応援等

(1) 他の都道府県に対して行う応援等

ア 他の都道府県への応援（法12①関係）

県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の都道府県から事務の委託を受けた場合の公示等（法13、令1関係）

他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、知事は、所定の事項を議会に報告するとともに、県は公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。

(2) 市町村に対して行う応援等

ア 市町村への応援（法18①②関係）

県は、市町村から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 市町村が行う措置の代行（法14①関係）

県は、市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町村長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。

ウ 県による代行の公示（法14②関係）

県は、市町村長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法21②関係）

県は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

県は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ等

県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。

また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

9 住民への協力要請（法4①②、70、80、115、123関係）

県は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- (1) 避難住民の誘導
- (2) 避難住民等の救援
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

1 警報の通知等

(1) 警報の通知（法46、50関係）

ア 関係機関に対する通知

知事は、国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知された場合には、直ちに、その内容を「資料編」に掲げるところの市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知する。

イ 優先市町村への通知

知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

ウ 放送事業者への通知

知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。

(2) 警報の伝達等（法48、8②関係）

ア 県は、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、第2編第1章第4の2に掲げるところに従って、警報の内容を伝達する。

イ 県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページに警報の内容を掲載する。

(3) 警報の解除の伝達（法51②関係）

(1)(2)は、国の対策本部長が警報を解除した場合について準用する。

2 県警察の警報の伝達の協力 (法47③、51②関係)

県警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の通知の内容及び警報の解除が的確かつ迅速に伝達されるように図る。

3 市町村長の警報伝達の基準

(1) 住民等へ警報の伝達 (法47①関係)

市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体(自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの)に伝達するものとする。

(2) 伝達の方法 (法47②関係)

警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれない場合

(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。

(イ) なお、このことは、市町村長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会、漁業関係機関等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。

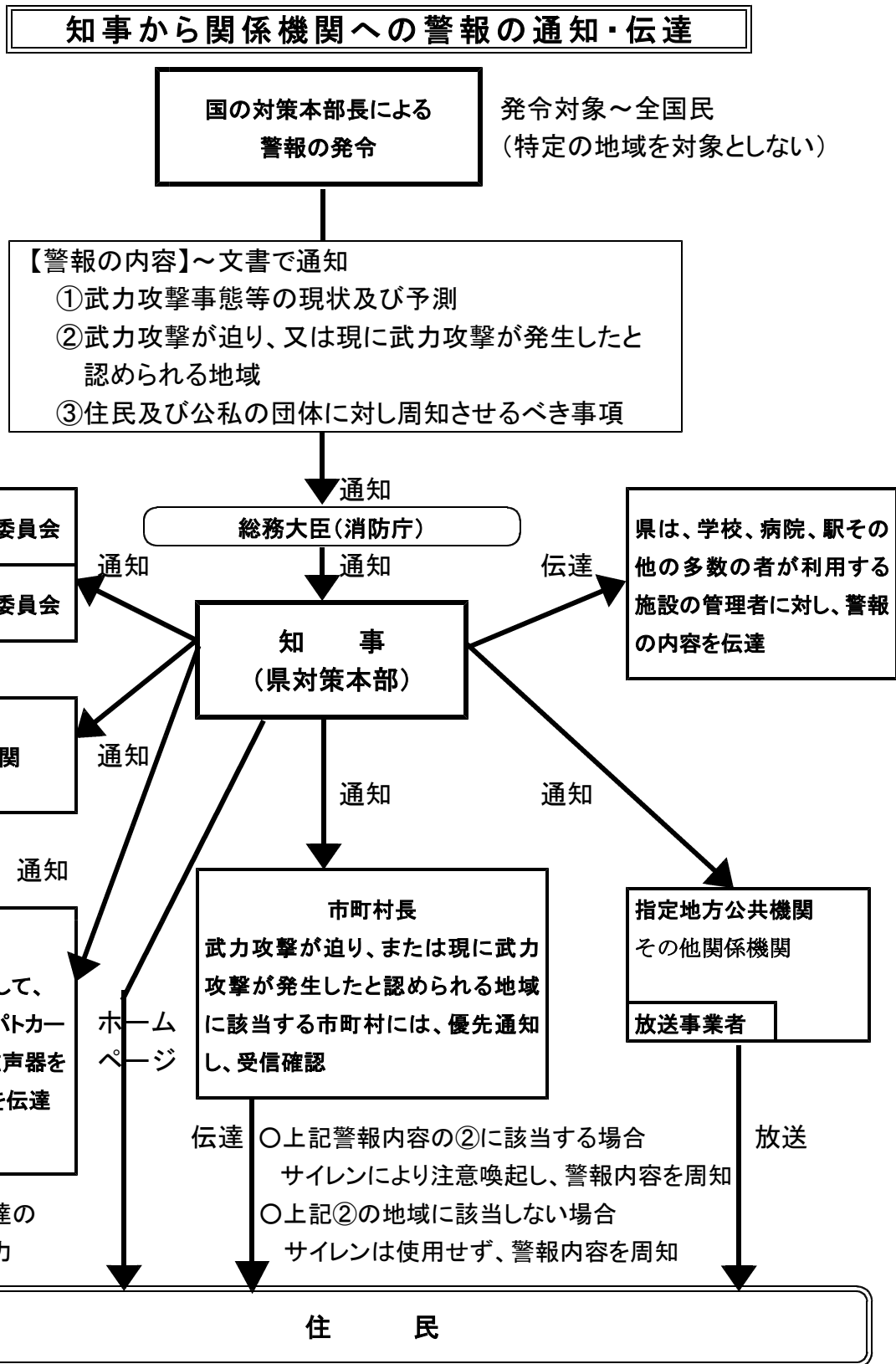
(3) 警報の伝達のための体制整備等 (法41、9関係)

市町村長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

(4) 警報の解除（法 5 1 ②関係）

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

○ 知事から関係機関への警報の通知・伝達は、以下のとおり。



第2 避難の指示等

1 基本的考え方

武力攻撃事態等において、国から警報の発令とともに、避難措置の指示を受けた場合は、警報の通知と同様、速やかに関係機関へ通知する。

この場合において、県内に要避難地域がある場合には、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、直ちに、具体的な避難の方法を示して、当該地域の住民に避難を指示する。

また、県内に避難先地域がある場合には、当該地域を管轄する市町村長と連携して、避難施設の指定等避難住民の受け入れのため必要な準備を行う。

2 知事による避難措置の指示の通知等

(1) 避難措置の指示又は通知を受けた場合の措置（法52⑦、46関係）

ア 市町村等関係機関への通知

知事は、消防庁を通じて国の対策本部長による避難措置の指示または避難措置の指示の内容の通知を受けたときは、直ちに、次の内容を市町村長等関係機関に通知する。

- ① 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ② 住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）
- ③ 関係機関が講ずべき措置の概要

イ 優先市町村への通知

知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

(2) 避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け又は通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、それぞれ以下の措置を実施する。

ア 要避難地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、住民に対する避難の指示

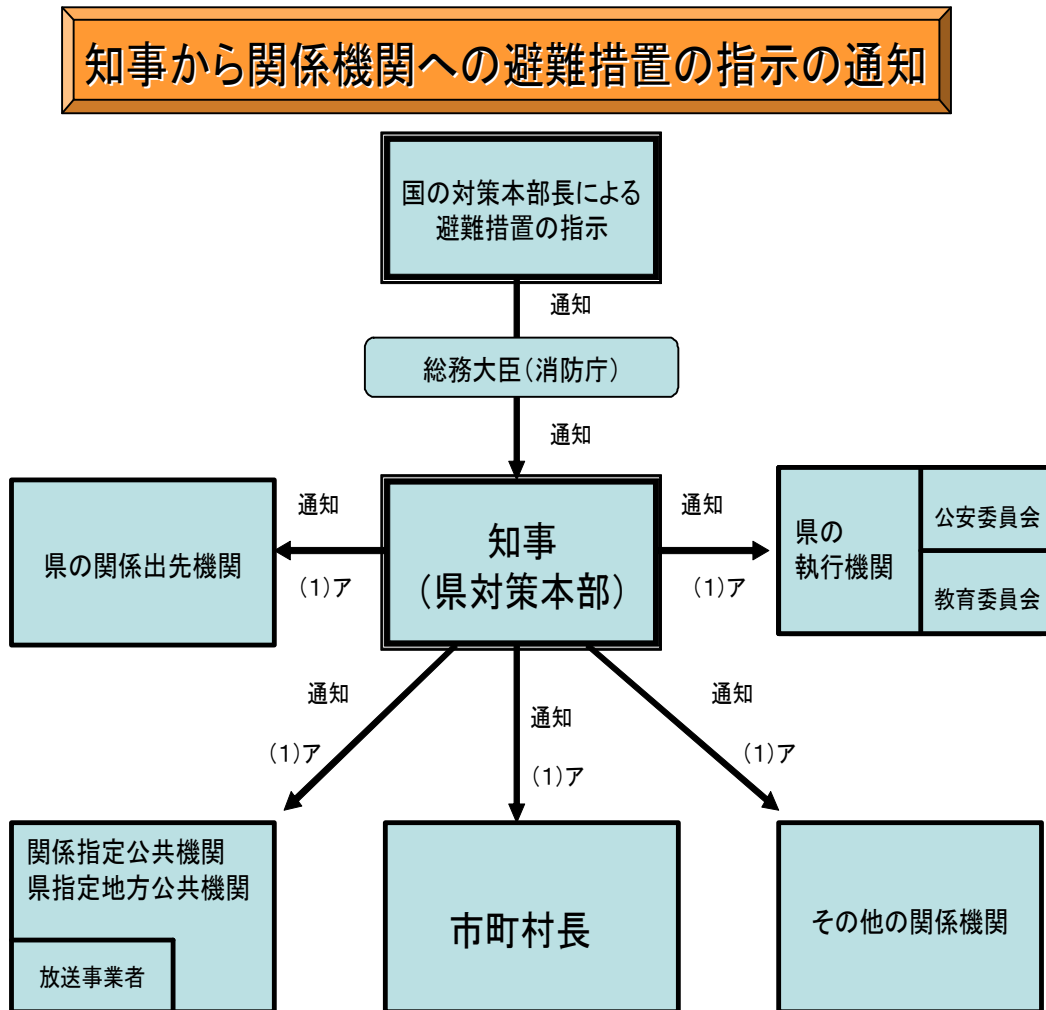
イ 避難先地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受け入れのための措置

ウ 通知を受けた場合（ア又はイ以外の場合）

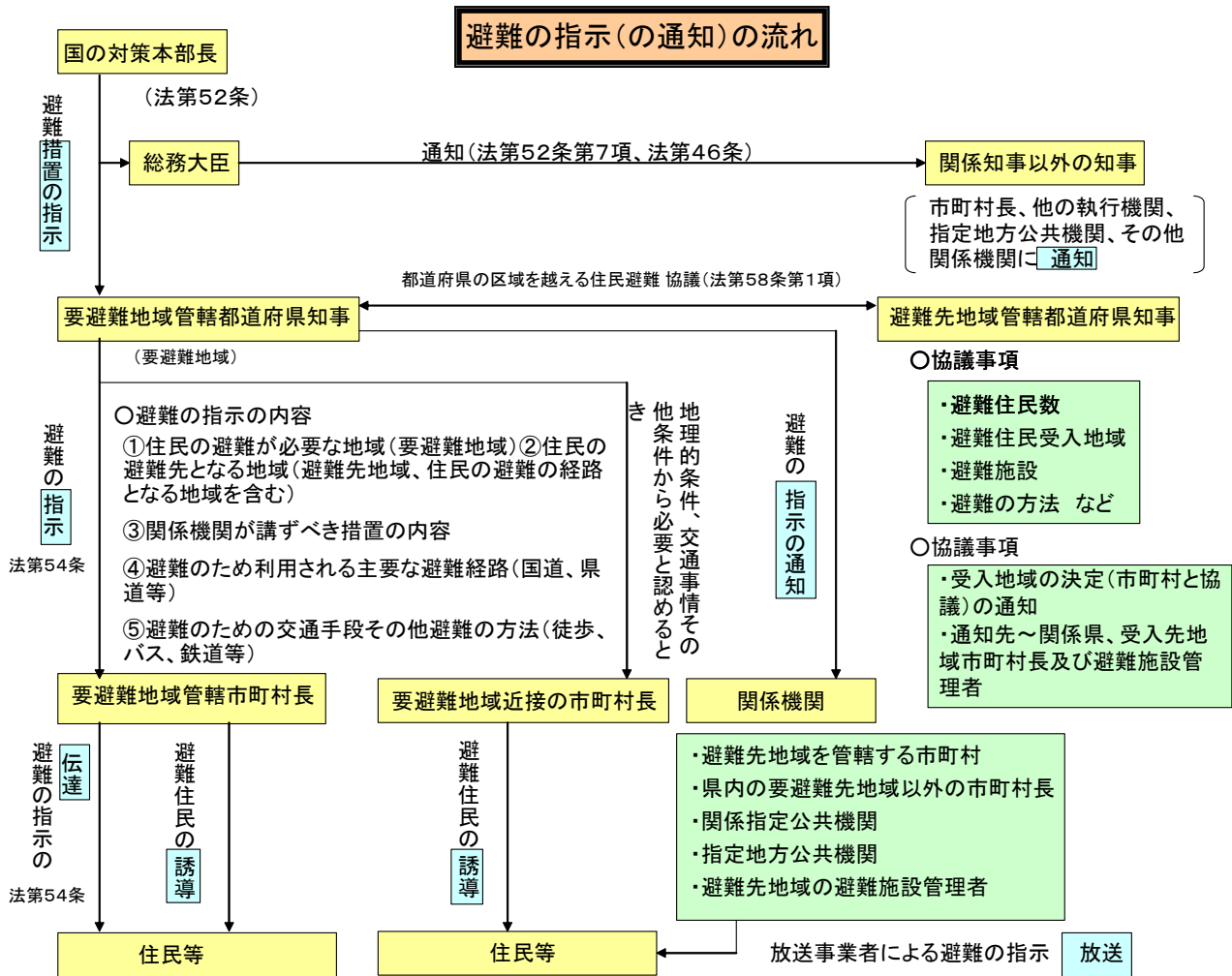
警報の伝達の場合と同様、その内容を市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知

- 知事から関係機関への避難措置の指示の通知の仕組みは、下記のとおりである。



3 避難の指示

○ 避難の指示（の通知）の流れは、以下のとおり。



(1) 住民に対する避難の指示（法54①）

知事は、要避難地域を管轄する知事として避難措置の指示を受けたときは、要避難地域を管轄する市町村長を経由して、その地域の住民に対し、直ちに、次の内容を示して避難の指示をする。（「避難の指示内容（例）」を参照）

- ① 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ② 住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）
- ③ 関係機関が講ずべき措置の内容
- ④ 避難のため利用される主要な避難経路（国道、県道等）
- ⑤ 避難のための交通手段その他避難の方法（徒歩、バス、鉄道等）

[避難の指示の内容 (例)]

避難の指示

大分県知事

○月○日○時現在

- 本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

- 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。

- (1) A市A A地区の住民は、B市B B地区を避難先として、○日○時目途に住人の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。

・輸送手段及び避難経路

国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）

○○駅より○○鉄道（○○行 ○○両編成、○便予定）

※ ○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）

※ 細部については、A市の避難実施要領による。

※ A市職員の誘導に従って避難する。

- (2) A市B B地区の住民は、B市C C地区を避難先として、○日○時目途に住人の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。

・輸送手段及び避難経路

徒歩により、緊急にD D地区に移動の後、追って指示を待つ。

・・・以下略・・・

(注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

※ 関係機関が構すべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

(2) 要避難地域に近接する地域の住民に対する避難の指示（法54①）

知事は、避難の指示を行う場合、県の地理的条件、交通事情その他条件に照らして、要避難地域に近接する地域の住民をも避難させることが必要であると認めるときは、市町村長を経由して、避難すべき地域の住民に避難の指示をする。

(3) 住民に対する避難の指示の判断（法54②）

知事は、避難の指示を行うに際しては、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。

(4) 避難の指示の通知及び報告（法54⑤⑦関係）

ア 通知先

知事は、住民に対して避難の指示をしたときは、直ちに、その内容を次の関係機関に通知する。

- ① 避難先地域を管轄する市町村長
- ② 県内の要避難地域以外の市町村長
- ③ 県の他の執行機関
- ④ 関係指定公共機関
- ⑤ 指定地方公共機関
- ⑥ 避難先地域の避難施設の管理者

イ 通知方法及び要避難先を管轄する市町村に対する優先

避難の指示の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする（警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。）。

この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

ウ 避難の指示の国の対策本部長への報告（法54⑧関係）

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

(5) 県警察の避難の指示等の伝達の協力（法54④関係）

県警察は、市町村と協力して、警報の伝達の協力を準じて、避難の措置の指示の通知、避難の指示及び解除が的確かつ迅速に伝達されるように図る。

4 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送（法57関係）

(1) 避難の指示の通知を受けた場合

放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものとする。

(2) 避難の指示の放送

放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることにかんがみ、その迅速な伝達を確保する観点から、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなければならないというのではなく、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。

5 市町村長の避難の指示の伝達（法54④関係）

市町村長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、市町村長の警報の伝達の基準に準じて、速やかに住民及び関係のある公私の団体に伝達するものとする。

6 県の区域を越える住民の避難

(1) 避難先を管轄する知事との調整（法58①、59①、13関係）

知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都道府県知事（以下「避難先の都道府県知事」という。）と、あらかじめ次の事項について協議・調整するため、相互に緊密に連絡し、及び協力する。

- ① 避難住民数（自治体別、自治会別等）
- ② 避難住民の受入予定地域（避難に当たって必要な地域に関する情報）
- ③ 避難先施設（施設に関する情報等）
- ④ 避難の方法（輸送手段、避難経路）
- ⑤ その他必要な事項

知事は、避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、避難先の都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うものとする。

(2) 大規模な着上陸侵攻に伴う避難の場合の調整

知事は、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図る。

(3) 避難先地域（含む避難経路の地域）となった場合の調整（法58②③⑤⑦関係）

知事は、避難先地域を管轄する場合は、避難住民を受け入れないことについて、避難先地域が予測されない攻撃を受け、避難先への道路が途絶している場合等正当な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れる。

また、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ区域内の市町村と協議を行いつつ、区域内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。

この場合において、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者のほか避難の指示の通知と同様の通知先に対して受入地域の決定を通知する。

(4) 県の区域を越える住民の避難に関する手続について

上記の(1)から(3)の協議、調整、通知等の手続については、「県の区域を越える住民の避難に関する関係県調整マニュアル」（平成20年3月九州・山口各県国民保護主管課（室）長会議）により行う。

7 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、知事は、国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

8 避難措置の指示の解除等

(1) 避難措置の指示及び避難の指示の解除（法53、55①②関係）

国の対策本部長が、要避難地域の全部又は一部について避難措置の指示を解除し、その通知を受けた知事は、当該要避難地域の全部又は一部について避難の指示を解除する。

また、知事の判断で、要避難先地域に近接する地域の住民を避難させた場合は、知事が避難の必要がなくなったと認めるときは、当該要避難地域の全部又は一部について避難の指示を解除する。

(2) 避難の指示等の解除の通知（法55③、58⑧⑨関係）

知事は、国の対策本部長による避難措置の指示の解除の通知を受け又は避難の指示の解除をした場合は、それぞれについて指示の通知を行った者に通知する。

また、避難の指示の解除をしたときは、速やかに、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

(3) 避難住民の復帰のための措置（法69関係）

市町村長は、要避難地域又は要避難地域に近接する地域の全部又は一部について避難の指示が解除されたときは、当該地域の避難住民を当該地域へ復帰させるため、「避難住民の復帰に関する要領」を定め、必要な措置を講ずるものとする。

第3 武力攻撃事態等に応じた避難の方法等

1 基本的考え方

住民の避難は、武力攻撃事態等の類型、事態の推移、避難に要する時間的余裕、さらには武力攻撃災害による被災の状況等に応じ、屋内施設への避難、市町村内の施設への避難、そして県内外への広域的な避難など、多様な避難形態が考えられる。

避難の指示を行うに際しては、具体的に発生した、または発生するおそれのある武力攻撃事態等の実態に応じて、的確かつ迅速な方法により以下のとおり実施する。

2 武力攻撃事態等に応じた避難の態様

(1) 武力攻撃事態等

類型別	避難方法等
弾道ミサイル攻撃の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警報と同時に屋内避難 ・ 被害内容が判明後、他の安全な地域への避難の指示
ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要避難地域からの迅速な避難 ・ 移動の安全確保がされない場合は、屋内避難
着上陸侵攻の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的避難
航空攻撃の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警報と同時に屋内避難 ・ 被害内容が判明後、他の安全な地域への避難の指示

(2) 緊急対処事態

類型別	避難方法等	
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風向き、二次感染の防止等を考慮し、危険地域からの避難（退避） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事態に応じ、市町村内避難又は県内避難
多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃		
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃		
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃		

3 避難の形態と避難方法

(1) 屋内避難：自宅又は近傍の施設への避難

ア 避難場所

自宅、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設、建築物の地階等の地下施設

イ 避難方法

原則、徒歩とし、できるだけ速やかに屋内に避難

その後、事態の推移、被害内容等によっては、市町村内、県内及び県外避難に掲げる方法により他の安全な地域へ避難を行う。

(2) 市町村内避難：当該市町村内の避難施設への避難

ア 避難場所

市町村内の避難施設

イ 避難方法

原則、徒歩とする。ただし、徒歩による避難が困難な高齢者等の要援護者の避難に限り、借り上げ車両（バス等）及び公用車を補完的に使用する。

(3) 県内避難：当該市町村から他の市町村への避難

ア 避難場所

市町村内施設から知事が指定する他の市町村の避難施設

イ 避難方法

- ① 市町村内の避難施設（集合場所）までの避難は、市町村内避難と同様とする。
- ② 市町村内の避難施設から知事が指定する県内の避難施設までは、借り上げ車両（バス、鉄道及び船舶等）及び公用車等（以下「借り上げ車両等」という。）とする。

(4) 県外避難：県外の市町村への避難

ア 避難場所

市町村内施設から県外の避難施設

イ 避難方法

- ① 市町村内施設（集合場所）までは、市町村内避難と同様とする。
- ② 市町村内施設から県外の避難施設へは、借り上げ車両等とする。

4 避難使用車両

知事は、運送事業者である指定地方公共機関等の車両の借り上げが必要なときは、輸送条件を示して、指定地方公共機関等に避難住民の運送を求める。

5 避難に当たって配慮すべき事項

(1) 武力攻撃事態 4 類型の場合

ア 弾道ミサイル攻撃及び航空攻撃

警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。

着弾直後は、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続する。

被害内容が判明後は、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃

① 国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。

この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る。

ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

② 知事は、避難住民の誘導に際しては、市町村と警察、海上保安庁、自衛隊の連携が図られるように広域的見地から市町村長の要請の調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

③ 退避の指示（法 1 1 2 ⑤ 関係）

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため緊急の必要がある場合に、地域の実情に精通している市町村長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものであり、知事にもこの権限が付与されている。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合もあることから、かかる場合には、知事は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して、付近の住民に退避を指示するものとする。

ウ 着上陸侵攻

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待つて行うこととすることが適当である。

このため、この場合には、総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

このため、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進めていくこととする。

(2) 地理的特性等の場合

ア 都市部における住民の避難

国の対策本部長は、都市部の住民を実際に避難させる必要が生じた場合においては、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされている。

知事は、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待つて対応するものとする。

イ 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、県は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策を取るものとする。

ウ 離島における住民の避難

① 住民の避難が必要となる場合には、市町村長は、住民の避難のための輸送力の確保のため必要があると認めるときは、運送事業者である指定地方公共機関等による輸送を求めるものとする。また、船舶や漁船の管理者等に対する協力要請についても検討するものとする。

- ② 運送事業者との連絡調整が円滑に行われるよう国土交通省の必要な支援を得て、知事は、関係する運送事業者と連絡をとり、運送に係る個別の調整を行うものとする。
- ③ この場合において、県は、市町村と連携しながら、運送手段を効果的に活用できるよう各地域の避難の時期、避難の方法（一時避難場所や港湾までの運送手段、運送経路等）を定めるものとする。

エ 半島及び中山間地における住民避難

住民の避難に際しては、住民の輸送手段として借り上げ車両等を利用し、知事は、道路状況等を踏まえ避難経路の確保を行う。

避難に当たっては、学校施設、集落単位で集合することとする。

また、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し、県警察の意見を聴いた上で、自家用車等を交通手段として示す。

オ 観光地における避難

観光施設、宿泊施設等の管理者は、観光客等に対して、避難施設、避難経路を確実に伝達するとともに、職員等による引率等地理不案内な観光客に対する避難が円滑に行われるよう努めるものとする。

カ 学校施設における避難の場合

学校施設等の管理者は、避難が円滑に行われるように拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率等職員と連携、協力して、生徒等の避難施設への避難が円滑に行われるように努めるものとする。

キ 自衛隊基地周辺地域における住民の避難の場合

県は、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、平素から国と密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、国と必要な調整を行う。

(3) 高齢者等が入所の病院等の場合（法65関係）

県は、自己の管理する病院その他身体上又は精神上の理由により自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の者が避難を行うときは、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引き渡し、車椅子や担架による移動の補助、並びに車両による搬送など避難が円滑に行われるように努める。

(4) NBC攻撃の場合

知事は、NBC攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行うものとする。さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行うものとする。

6 県による避難住民の誘導の支援等

(1) 市町村長の避難実施要領策定の支援（法61①関係）

知事は、市町村長から避難実施要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。

この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

(2) 市町村長による避難誘導の状況の把握（法64関係）

知事は、避難実施要領の策定後においては、市町村長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町村長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町村からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

(3) 市町村長による避難住民の誘導の支援や補助（法67①④⑤関係）

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町村長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。

市町村長からの要請があった場合についても同様とする。

特に、市町村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町村長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

また、避難住民の誘導に当たる県職員は、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。

(4) 広域的見地からの市町村長の要請の調整（法 6 3 ②③関係）

知事は、複数の市町村長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など避難誘導に係る資源配分について広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなど市町村長の要請に係る所要の調整を行う。

また、市町村長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

(5) 市町村長への避難誘導に関する指示（法 6 7 ②③関係）

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合には、市町村長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町村長により行われなときは、知事は、市町村長に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

(6) 国及び他の地方公共団体への支援要請（法 6 7 ①、1 1 ④、1 2 関係）

知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合には、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

(7) 内閣総理大臣の是正措置に係る対応（法 6 8 関係）

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町村長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

(8) 避難住民の運送の求めに係る調整（法 7 1、7 2、7 3 ②③④関係）

ア 知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、自ら運送の求めを行う。

イ 知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。

当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

ウ 知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。

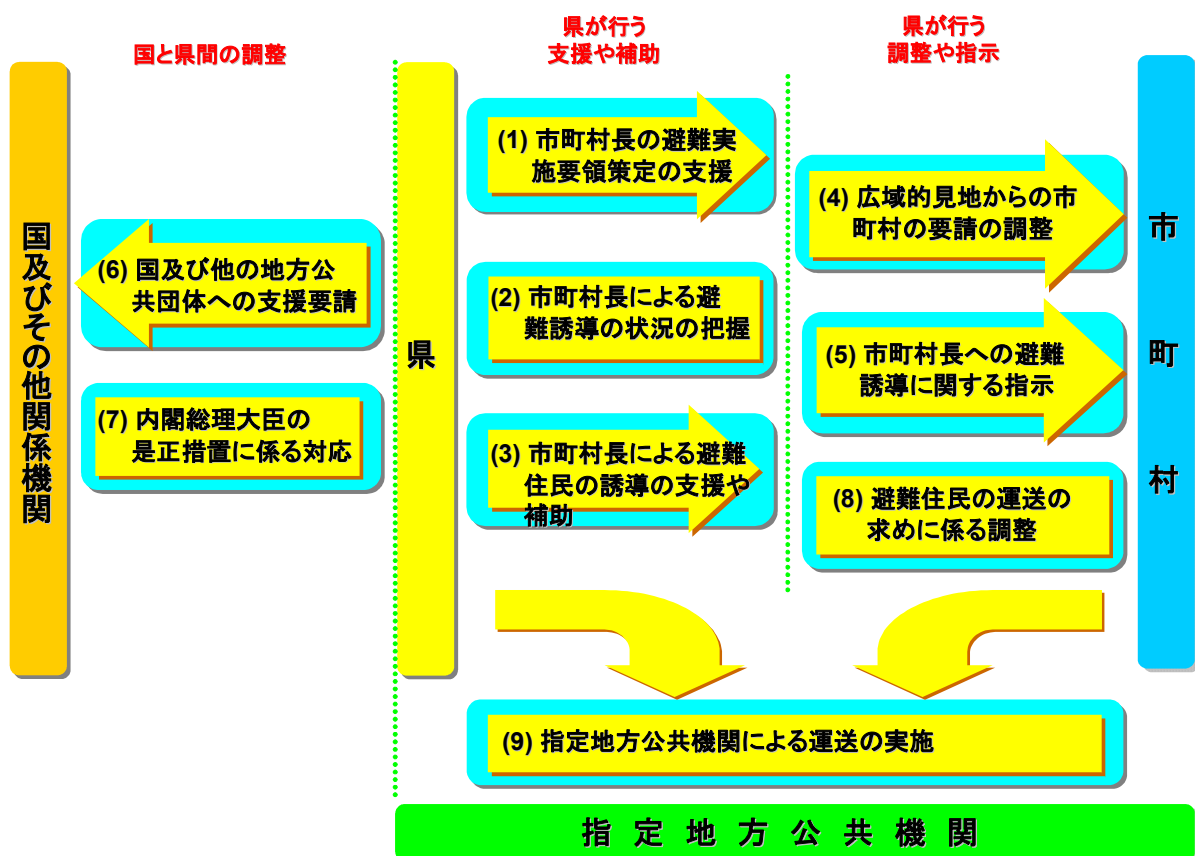
(9) 指定地方公共機関による運送の実施（法71②関係）

運送事業者である指定地方公共機関は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。

また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

○ 県による避難住民の誘導の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。

県による避難住民の誘導の支援等



7 市町村長が定める避難実施要領

市町村が避難実施要領において定めるべき項目や策定の際の留意事項は、以下のとおりとする。

(1) 避難実施要領の策定（法61関係）

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

ア 避難実施要領に定める事項

- ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
集合場所、集合時間、具体的な避難住民の運送手段や避難経路等
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
職員の配置、職員間の連絡手段、関係機関との調整方法等
- ③ 避難の実施に関し必要な事項
避難施設の名称・所在・連絡先等避難先地域の情報、携行品、服装等に関する注意事項、追加情報の伝達方法等

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

- ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- イ 避難先
- ウ 一時集合場所及び集合方法
- エ 集合時間
- オ 集合に当たっての留意事項
- カ 避難の手段及び避難の経路
- キ 市町村職員、消防職団員の配置等
- ク 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ケ 要避難地域における残留者の確認
- コ 避難誘導中の食料等の支援
- サ 避難住民の携行品、服装
- シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

8 避難所等における安全確保等

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

9 動物の保護等に関する配慮

県は、国（環境省、農林水産省）が示した、動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付事務連絡。）を踏まえ、危険動物等の逸走対策及び要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護収容等について、所要の措置を講ずる。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施（法75①②、142、令9関係）

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

なお、救援は本来現物給付によるものであることを前提として、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救援を要する者に対して、金銭を支給して救援を行うことができる。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 市町村による救援の実施に係る調整

知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町村長が当該役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。

この場合において、知事は、市町村長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町村長へ通知する。

2 関係機関等との連携

(1) 国への要請等（法11④、86関係）

知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

(2) 他の都道府県知事に対する応援の求め（法 1 2 ①関係）

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求める。この場合において、応援を求める都道府県との間にあらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。

(3) 市町村との連携（法 7 6 ①関係）

1 (2)において市町村が行うこととされている救援の実施に関する事務以外の事務について、市町村長は知事の行う救援を補助することとされていることから、県は、市町村と密接に連携する。

(4) 日本赤十字社との連携（法 7 7 ③関係）

知事は、救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続により行う。

(5) 緊急物資の運送の求め等（法 7 9 ①関係）

知事が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第 3 編第 4 章第 3 の 6 の(8)に準じて行う。

(6) 指定地方公共機関による緊急物資の運送（法 7 9 ②関係）

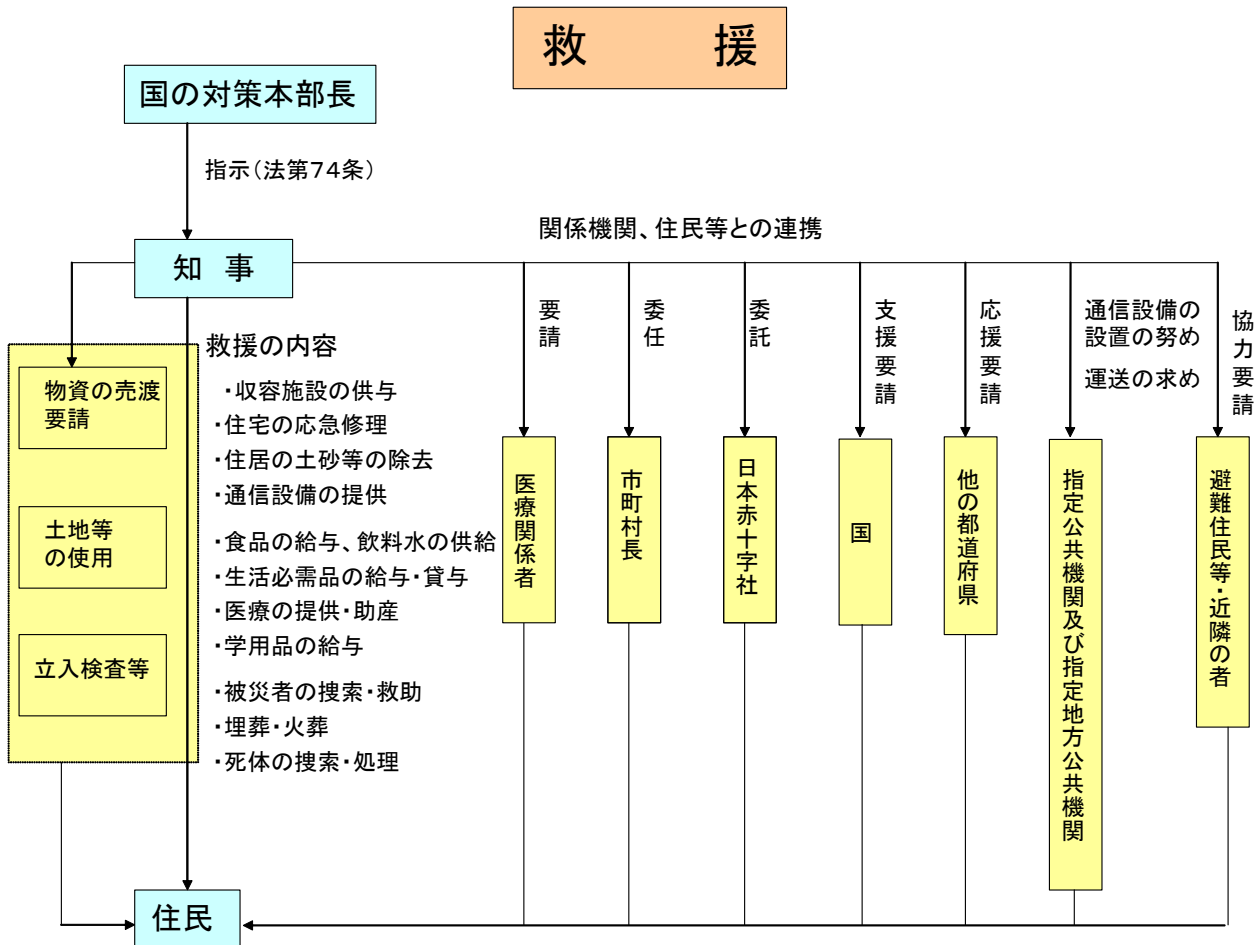
指定地方公共機関による緊急物資の運送については、第 3 編第 4 章第 3 の 6 の(9)に準じて行う。

(7) 住民等への協力要請（法 8 0 ①②関係）

知事又は県職員は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援を必要とする避難住民等及び避難先の近隣にいる住民やボランティアに対し、救援に必要な援助について協力を要請することができる。

また、当該要請に当たっては、救援に協力する者の安全の確保に十分配慮する。

[救援の実施と関係機関の連携]



3 救援の内容

(1) 救援の基準 (法75③、令10関係)

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。

知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

(2) 救援に関する基礎資料

知事は、平素において準備した資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

(3) 救援の内容 (法75関係)

知事は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

ア 収容施設の供与

避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等に、収容施設を提供することにより、避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、知事が指定する避難施設を供与する。

また、避難が長期にわたることが見込まれる場合には、長期避難のための仮設住宅等の手配を行い、避難住民等が公民館等から移ることができるよう配慮する。

【収容施設の供与に関し留意すべき事項】

- ① 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- ② 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ③ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ④ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- ⑤ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- ⑥ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
- ⑦ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- ⑧ 提供対象人数及び世帯数の把握

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

食品は、自宅で炊飯を行うことができず日常の食事に支障が生じている状況において、避難住民等に対し応急的に炊き出し又は弁当等による食品の提供を行う。

飲料水は、武力攻撃災害の発生により、水道等の施設が破壊され、または飲料水が汚染されたこと等により、現に飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し必要な飲料水を提供する。

生活必需品等は、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失又は損傷し直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対して、生活必需品を給与又は貸与する。

【食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与に関し留意すべき事項】

- ① 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- ② 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請
- ③ 提供対象人数及び世帯数の把握
- ④ 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

ウ 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにも関わらず医療又は分娩の途を失った避難住民等に対し、応急的な医療又は助産を提供する。

その医療の提供に当たっては、県の医療機関による医療活動を行うほか、日本赤十字社への医療の提供の委託や医療関係者に対する医療の実施の要請等も行う。

なお、医療又は助産の対象は、武力攻撃災害との因果関係や経済的能力の如何を問うものでない。

【医療の提供及び助産に関し留意すべき事項】

- ① 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- ② 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
- ③ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- ④ 避難住民等の心身の健康状態の把握
- ⑤ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- ⑥ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- ⑦ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- ⑧ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

エ 被災者の捜索及び救出

武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

この場合、防災航空隊の活用など県警察及び消防等が行う捜索、救出活動と十分な連携を図る。

【被災者の捜索及び救出に関し留意すべき事項】

- ① 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携
- ② 被災情報、安否情報等の情報収集への協力

オ 埋葬及び火葬

武力攻撃災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合や、死亡した者の遺族がいないような場合に、遺体の応急的な埋葬及び火葬として、棺等埋葬に必要な物資及び火葬等の役務の提供を行う。

また、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

【埋葬及び火葬に関し留意すべき事項】

- ① 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握

- ② 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
- ③ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- ④ あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）
- ⑤ 県警察及び海上保安庁等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
- ⑥ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）

カ 電話その他の通信設備の提供

武力攻撃事態等において、避難等により、家族等と連絡を取ることや必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対して、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、電話、インターネットその他の通信設備を設置する。

【電話その他の通信設備の提供に関し留意すべき事項】

- ① 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- ② 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- ③ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
- ④ 聴覚障害者等への対応

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

再度武力攻撃を受ける心配がなく避難が行われない場合や、避難措置が解除され被災地に復帰した後に、武力攻撃災害のため住宅が半壊し又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者に対して、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分について応急修理を行う。

【武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関し留意すべき事項】

- ① 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
- ② 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- ③ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- ④ 応急修理の相談窓口の設置

ク 学用品の給与

避難や武力攻撃災害により学用品を喪失し、就学上支障のある小学校児童や中学校生徒（含む特別支援学校の児童又は生徒）及び高等学校等の生徒に対して、教科書等の教材、文房具及び体操着やカバン等の通学用品を支給する。

【学用品の給与に関し留意すべき事項】

- ① 児童生徒の被災状況の収集
- ② 不足する学用品の把握
- ③ 学用品の給与体制の確保

ケ 死体の捜索及び処理

武力攻撃災害により行方不明の状態にあり、各般の事情により既に死亡していると推定される者の捜索や遺族等が死体識別等のための洗浄や消毒の処置等を行う。

【死体の捜索及び処理に関し留意すべき事項】

- ① 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携
- ② 被災情報、安否情報の確認
- ③ 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
- ④ 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
- ⑤ 死体の一時保管場所の確保

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

再度武力攻撃を受ける心配がなく避難が行われない場合や、避難措置が解除され被災地に復帰した後に、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対して、個人の敷地内の土石、竹木等の障害物の除去を行う。

【日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去に関し留意すべき事項】

- ① 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
- ② 障害物の除去の施工者との調整
- ③ 障害物の除去の実施時期
- ④ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

4 消防法の特例を受ける収容施設等に関する安全基準の設定（法89②関係）

知事は、臨時の収容施設等について、消防法に準拠して、臨時の収容施設等についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の収容施設等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じる。

5 医療の実施の要請等

(1) 医療の実施の要請（法85①関係）

知事は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民及び武力攻撃災害の被災者に対して医療を提供するため必要があると認めるときは、医師、看護師その他医療関係者に対し、その場所及び期間その他必要な事項を示して要請する。

(2) 医療の実施の指示（法85②関係）

知事は、医療関係者が正当な理由がないのに医療の実施の要請に応じないときは、避難住民等に対する医療を提供するため、特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、医療を行うべきことを指示する。

この場合、医療を行う場所及び期間その他必要な事項を書面で示す。

(3) 医療関係者の安全の確保（法85③関係）

知事は、医療関係者に医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示するときは、医療関係者の安全の確保に関し、十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

(4) 国等への支援の求め（法87関係）

知事は、必要に応じ、国〔厚生労働省、文部科学省〕及び指定公共機関〔国立病院機構、日本赤十字社〕に被災地・避難先地域以外の医療施設における広域的な後方医療活動を依頼する。

(5) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

また、知事は、必要に応じ、防衛大臣に対し患者搬送を要請する。

ア 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

① 国から要請があった場合は、医療関係者等からなる救護班を編成し、被ばく線量計による管理を行うなど所要の防護措置を講じた上で、被ばく医療活動を行う。

② 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療を実施する。

イ 生物剤による攻撃の場合の医療活動

① 県は、病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合には、必要に応じて、感染症指定医療機関等への入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のため適切な対応を図る。

また、医療関係者に対して、ワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講ずる。

- ② 生物剤による攻撃が発生した場合、国からの協力要請に応じて、医療関係者等からなる救護班を編成し、医療活動を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

県は、救急医療チームの派遣、救護班の編成など、生物剤による攻撃の場合と同様に医療活動を行う。

県警察は、防護服を着用する等隊員の安全を確保するための措置を講じた上で、消防機関等と連携し、可能な限り早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送するなど、使用された化学剤の特性に応じた措置を行う。

6 救援の際の物資の売渡し要請等

(1) 救援の際の物資の売渡し要請及び収用（法 8 1 ①②関係）

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売り渡しを要請する。

この場合において、特定物資の所有者が正当な理由がないのに、要請に応じないときは、知事は、対象となる特定物資が救援に必要不可欠であって、かつ、他に代替手段がない等救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用するものとする。

(2) 特定物資の保管命令（法 8 1 ③関係）

知事は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため救援に必要と見込まれる医薬品や食品等の物資が他にながれてしまう等緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資を取り扱う業者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずるものとする。

(3) 指定地方行政機関の長等への特定物資の売り渡し要請、収用、保管命令等の実施の要請（法 8 1 ④関係）

知事は、特定物資を十分に確保することができない状況にある場合や専門知識の不足により確保すべき特定物資を特定できないような状況であって、かつ、国が確保することとした方が的確かつ迅速に救援を実施できると考えられる場合などにおいては、指定地方行政機関の長等に特定物資の売り渡し要請、収用、保管命令の実施を要請できる。

(4) 土地等の使用（法 8 2 関係）

知事は、避難住民等に対し、収容施設を供与し、又は臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得て、当該土地等を使用するものとする。

この場合において、土地等の所有者等がそれに応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合等正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者等の所在が不明であるため同意を求めることができないときは、知事は、特に必要があると認めるときに限り、同意を得ないで、当該土地等を使用するものとする。

(5) 公用令書の交付（法 8 3 関係）

知事は、特定物資の収用や保管の命令、土地等の使用の処分を行うに当たっては、次に掲げる者に対して公用令書を交付して行う。

- ① 特定物資の収用 収用する特定物資の所有者及び占有者
- ② 特定物資の保管命令 特定物資を保管すべき者
- ③ 土地等の使用 使用する土地、家屋又は物資の所有者及び占有者

ただし、土地等の使用者の所在が不明である場合等は、事後に交付するものとする。

また、知事は、公用令書に係る処分の全部又は一部を取り消したときは、遅滞なく、相手方に公用取消令書を交付するものとする。

(6) 立入検査（法 8 4 関係）

ア 知事は、特定物資の収用及び保管命令並びに土地等の使用に必要な処分を行うために必要と認めるときは、その職員に立入り、検査させる。

イ 知事は、特定物資の保管命令を行った場合は、保管を命じた者に対し、必要に応じて、保管状況について報告を求め、又はその職員に立入り、検査させる。

ウ 県職員による立入検査を行う場合は、その場所の管理者が前もって立入りに対して準備できるよう、事前に当該管理者通知するとともに、その職員は立ち入りを行うに際しては、身分証明書を携帯し、管理者等関係人からの請求に応じてこれを呈示しなければならない。

第6章 安否情報の収集・提供

1 基本的考え方（法94②③関係、法95②関係）

安否情報の収集及び提供については、武力攻撃事態等や武力攻撃災害等の状況を踏まえ、他の国民保護措置の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえて行う。

また、この場合において、個人情報の保護及び報道の自由に十分な配慮を行う。

なお、国民保護法に基づく安否情報事務の実施にあたっては、消防庁の「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という）」を利用することを原則とする。

2 安否情報の収集等

(1) 安否情報の収集（法94②③関係）

知事は、必要に応じ、市町村長が行う安否情報の収集に準じて、平素から把握している県が管理する医療機関等関係機関からの情報収集、県警察への照会などにより、安否情報の収集を行う場合は、避難住民及び負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号により、死亡した住民については様式第2号により行う。

(2) 県警察の通知

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知する。

(3) 安否情報収集の協力要請

県は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(4) 安否情報の整理（法94②関係）

知事は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。

この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

3 総務大臣に対する報告（法94②関係）

知事は、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムの業務規程について（通知）」（平成20年8月22日付消防運第23号）に基づき、原則として安否情報システムを用いて安否情報を報告する。

なお、被災状況等によって、安否情報システムによる報告ができない市町村が管内にある場合は、その旨を消防庁に連絡し、報告方法について調整することにする。

4 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 県は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、県対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

上記の安否情報照会の様式第4号に記載させる必要事項については、

- ① 照会をする理由
- ② 氏名
- ③ 住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ④ 照会に係る者を特定するために必要な事項

等である。（ただし、口頭、電話による照会にあつては、その内容を聴取する。）

(2) 安否情報の回答（法95、令26関係）

ア 県は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮（法95②関係）

ア 知事は、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

イ 知事は、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意する。

5 日本赤十字社に対する協力（法96②③関係）

県は、外国人に関する安否情報を整理し、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、4（2）（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

6 市町村による安否情報の収集及び提供の基準（法94、令23～令25）

(1) 市町村による安否情報の収集

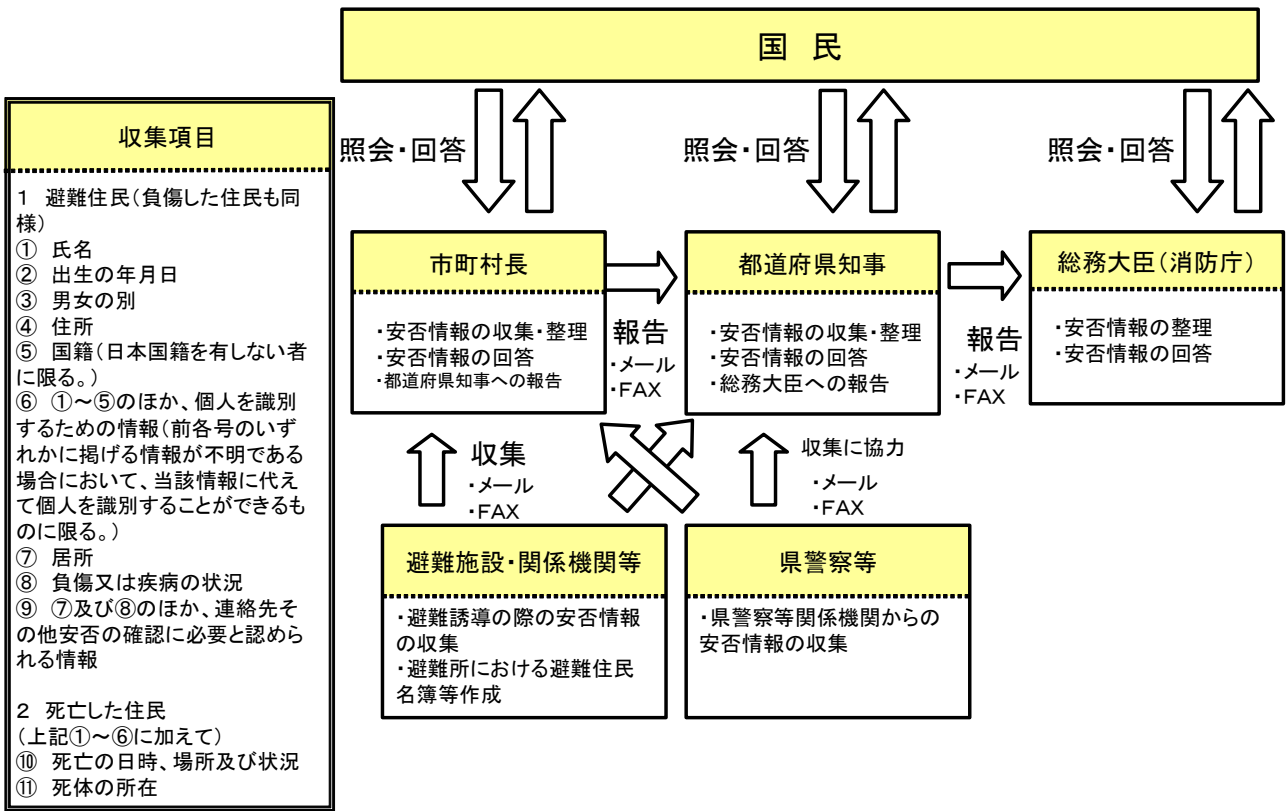
市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市町村は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

(2) 市町村による安否情報の報告及び照会に対する回答

市町村による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。

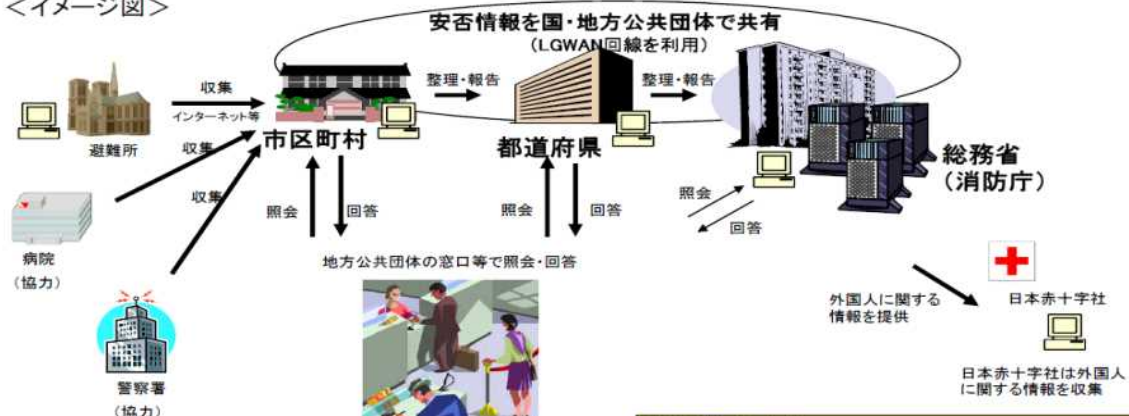
安否情報収集・整理・提供の流れ



安否情報システムについて

- 国民保護法に規定される安否情報事務を効率的に行うためのシステム
- 個人情報の保護のため、LGWANを用いた高いセキュリティを確保
- 避難所等からはインターネット端末により情報を収集(入力)
- 全国データを地方公共団体が共有し、国民からの照会に回答

<イメージ図>



※ インターネット回線は、暗号化した上で仮想専用回線としたものを利用
 ※ LGWAN回線とは、地方公共団体の専用回線のこと(総合行政ネットワーク)

安否情報とは・・・
 氏名、出生の生年月日、男女の別、住所、負傷状況、死亡関連情報、居所、連絡先など
 ※対象者の同意等に基づき回答

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方等

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 (法97②④関係)

(1) 武力攻撃災害への対処

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 国の対策本部長への措置要請

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、知事が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報 (法98⑤関係)

知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町村長、消防吏員等からの当該兆候の通知を受けたときは、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国の対策本部長に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

第2 生活関連等施設の安全確保等

1 生活関連等施設の安全確保

知事は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

(1) 生活関連等施設の状況の把握

県は、県対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

知事は、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安庁と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

この場合において、知事は、「安全確保の留意点」に基づき、施設毎に所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

(2) 施設管理者に対する措置の要請（法102①②関係）

ア 知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。

この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

イ 県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

ウ なお、緊急の場合においては、生活関連等施設の所管省庁が当該要請を行うことがあるが、その場合には、知事に通知される。

(3) 県が管理する施設の安全の確保（法102③④関係）

知事及び地方公営企業管理者は、県が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、知事及び地方公営企業管理者は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(4) 立入制限区域の指定の要請等

ア 指定の要請等（法102⑤関係）

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。

この場合において、ダム、大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請するものとし、発電所、駅、空港等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性があるとは判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに要請する。

また、県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。

なお、県公安委員会は、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知する。

イ 立入制限区域（法102⑥⑦関係）

県公安委員会又は海上保安部長等が指定（生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域）することとされている。

県公安委員会又は海上保安部長等は、立入制限区域を指定したときは、県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示することとされている。また、現場においては、警察官又は海上保安官が可能な限り、ロープ、示標の設置等によりその範囲、期間等を明らかにすることとされている。

警察官又は海上保安官は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該立入制限区域からの退去を命ずることができることとされている。

(5) 国の対策本部との緊密な連携

知事は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国の対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請する。

このため、知事は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講ずべき措置等の情報を迅速に把握する。

(6) 国の方針に基づく措置の実施

生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、知事は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

この場合において、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令（法103①③関係）

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の①から③の措置を講ずべきことを命ずる。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

既存の法令に基づく措置と①から③の措置との対応関係は別表のとおり。

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告（法103②④関係）

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

【別表】 危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧

※ 下欄の1号、2号、3号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

1号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

2号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

3号 所在場所の変更又はその廃棄

※ 下欄の○は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

物質の種類	区 分	措 置		
		1号	2号	3号
消防法第二条第七項の危険物（同法第九条の四の指定数量以上のものに限る。）	消防法第十一条第一項第一号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第12条の3	○	○
毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項の毒物及び同条第二項の劇物（同法第三条第三項の毒物劇物営業者、同法第三条の二第一項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	毒物及び劇物取締法第四条第一項の登録を受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合） 毒物及び劇物取締法第三条の二第一項の特定毒物研究者又は前条第二号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの	○	○	○
火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。	火薬類取締法第45条		

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条の高圧ガス（同法第三条第一項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	高圧ガス保安法 第39条		
	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。			
医薬品医療機器等法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬（同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（医薬品医療機器等法施行令第八十条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	○	○	○
備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第八号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。 2 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。				

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止（法104関係）

県は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第3 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

1 基本的考え方

県内には、原子力事業所はないが、国の対策本部長からの応急対策に係る公示に備え、県地域防災計画に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。

2 武力攻撃原子力災害への対処

(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する公示等（法105⑧⑩関係）

ア 知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を立地県等から受けたときは、県地域防災計画に定める通報連絡系統により、速やかに周辺市町村及び防災関係機関等に連絡する。

イ 知事は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該内容を通知する。

ウ 知事は、国の対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、必要に応じ、市町村長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行う。

(2) モニタリングの実施

県は、県内に放射性物質の拡散のおそれがある場合、県内への放射性物質の影響を把握するため、あらかじめ定める実施要領に基づき、環境モニタリングを実施する。

(3) 住民の避難等の措置

知事は、国の対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難を指示する。

この場合において、「屋内避難」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国の対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行う。

(4) 安定ヨウ素剤の服用

県は、大分県地域防災計画（事故等災害対策編）の定め例により、安定ヨウ素剤の予防服用に係る必要な措置を講ずる。

(5) 避難退避時検査及び簡易除染の実施

県は、一時移転の指示が出された区域から避難する住民に対して、必要に応じて、体表面汚染の検査及び除染を行う。

(6) 飲食物の摂取制限等

県は、大分県地域防災計画（事故等災害対策編）の定め例により、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行う。

(7) 要員の安全の確保（法１０５⑮関係）

県は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

3 NBC攻撃による災害への対処

県は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施（法９９、１１２⑤、１１４②関係）

知事は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施（法１０７③関係）

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣等を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携（法９７④関係）

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町村、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて大分県衛生環境研究センター、医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

(4) 汚染原因に応じた対応（法１０８関係）

県は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

① 核攻撃等の場合

県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。

県は、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、大分県衛生環境研究センターは、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

③ 化学剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

(5) 知事及び県警察本部長の権限

ア 汚染の拡大防止（法１０７③、１０８①関係）

- ① 内閣総理大臣の要請を受けた知事又は同知事の要請を受けた県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	汚染又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	汚染又は汚染された疑いがある生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	汚染又は汚染された疑いがある死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	汚染又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	汚染又は汚染された疑いがある建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	汚染又は汚染された疑いがある場所	・交通の制限 ・交通の遮断

② 内閣総理大臣の要請を受けた知事又は同知事の要請を受けた県警察本部長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

③ 上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。

ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

イ 土地等への立ち入り（109①②③関係）

内閣総理大臣の要請を受けた知事又は同知事の要請を受けた県警察本部長は、上記汚染の拡大を防止するための措置を実施するため必要があると認めるときは、その職員に、他人の土地、建物その他の工作物又は船舶若しくは航空機（以下「土地等」という。）に立ち入らせる。

また、他人の土地等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人から請求があるときは、これを提示する。

ウ 協力の要請に係る安全の確保（110関係）

知事は、関係市町村長、関係消防組合の管理者又は長及び県警察本部長に対し、必要な協力を要するときは、その職員の安全確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないように必要な措置を講じる。

第4 応急措置等

県は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 事前措置等（法111②③関係）

- (1) 知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、自ら当該設備又は物件の除去、保安、補修、補強及び使用の停止等必要な措置を講ずることを指示する。
知事は、当該指示をしたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知する。
- (2) 警察官又は海上保安官は、市町村長又は知事から要請があったときは、上記事前措置等を指示することができる。

2 緊急通報の発令

(1) 緊急通報発令の基準（法99①関係）

知事は、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときで、警報の発令がない場合においても次の場合に速やかに発令するものとする。

- ① 武力攻撃災害が発生した場合
- ② 武力攻撃災害がまさに発生しようとしている場合

(2) 発令時の留意点

ア 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

イ この場合において、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

(3) 緊急通報の内容（法99②関係）

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

緊急通報の内容は、以下のとおりである。

- ① 武力攻撃災害の現状及び予測
 - ・ 発生日時
 - ・ 武力攻撃災害が発生した場所（又は地域）
 - ・ 武力攻撃災害の種別
 - ・ 被害状況
- ② 上記のほか住民等に対し周知させるべき事項

(4) 緊急通報の通知方法（法100①③関係）

緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする（警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。）。

緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

緊急通報を発令した場合には、速やかに国の対策本部にその内容を報告する。

(5) 県警察の緊急通報の伝達の協力（法100②関係）

県警察は、市町村と協力して、警報の通知に準じて、緊急通報の内容が、的確かつ迅速に伝達されるよう図る。

(6) 市町村長の緊急通報の伝達の基準（法100②関係）

市町村長は、知事から緊急通報の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、速やかに住民及び関係のある公私の団体に伝達するものとする。

(7) 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送（法101関係）

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

3 退避の指示（法112⑤⑥関係）

(1) 退避の指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示を行う。

(2) 屋内退避の指示

知事は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

- ① N B C 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(3) 退避の指示に伴う措置

ア 県は、退避の指示の住民への伝達を広報車等により速やかに実施するものとし、退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。

イ 県は、退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町村長、その他関係機関に速やかに通知する。(法 1 1 2 ⑥関係)

ウ 当該通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。

エ 県は、退避の指示を行った場合は、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(4) 警察官等による退避の指示 (法 1 1 2 ⑦関係)

ア 知事は、必要があると認めるときは、警察官又は海上保安官に対して、知事が行う退避の指示に係る措置に準じた退避の指示を要請する。

イ 警察官又は海上保安官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができることとされている。

また、退避を指示したときは、直ちに市町村長に対し、その旨を通知する。

4 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定（法 114②関係）

知事は、武力攻撃災害が発生する危険が切迫している場合、武力攻撃災害が二以上の市町村に及ぶ可能性があり、緊急に広域的に警戒区域を設定する必要がある場合など、当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

(2) 警戒区域の設定方法等

知事は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

ア 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。

イ 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知するものとする。

ウ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるものとする。

(3) 警戒区域設定に伴う措置（法 114②関係）

ア 県は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町村長に通知する。

イ 当該通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。

ウ 県は、警戒区域の設定をした場合は、国の対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(4) 警察官による警戒区域の設定等（法 114③関係）

ア 警察官は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行う。

イ 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

5 応急公用負担等

(1) 応急公用負担（法 113③関係）

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置

この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管する。

また、他人の財産に重大な制限を加えるものであるから、その目的達成に必要な最小限において行使するよう留意する。

(2) 応急公用負担の手続き等

ア 知事は、(1)の①の措置を行ったときは、速やかに、当該工作物等の占有者、所有者その他権限を有する者に対し、当該工作物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日その他必要な事項（以下「名称又は種類」という。）を通知する。

この場合において、通知する相手方の氏名及び住所を知ることができないときは、県の事務所に必要事項を掲示するものとする。

イ 知事は、(1)の②の工作物の除去を行った場合は、倉庫等に収納するほか、警備員、監視人をつけて滅失又は破損等がないように管理する。

この場合において、知事は、当該保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量を公示する。

ただし、保管した工作物等が滅失又は破損するおそれがあるときや、保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、売却代金を保管する。

6 武力攻撃災害への対処措置に関する要請と安全確保（法 115 関係）

知事若しくは県の職員又は警察官等は、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、住民に対し、消火のための水の運搬、救出された負傷者を搬送するための車両の運転、被災者の救助のための資機材の提供等その実施に必要な援助について協力を要請する。

また、協力の要請に当たっては、武力攻撃災害が急迫している場合など安全が確保されない時期や場所における協力要請はしないなど、協力をする者の安全の確保に十分に配慮する。

7 消防に関する措置等

(1) 消防に関する措置等（法 97⑦関係）

ア 消防機関との連携

消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、県は、消防機関と緊密な連携を図る。

イ 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

(2) 消防等に関する指示

ア 市町村長に対する指示（法 117①、120関係）

① 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

この場合において、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

② 知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

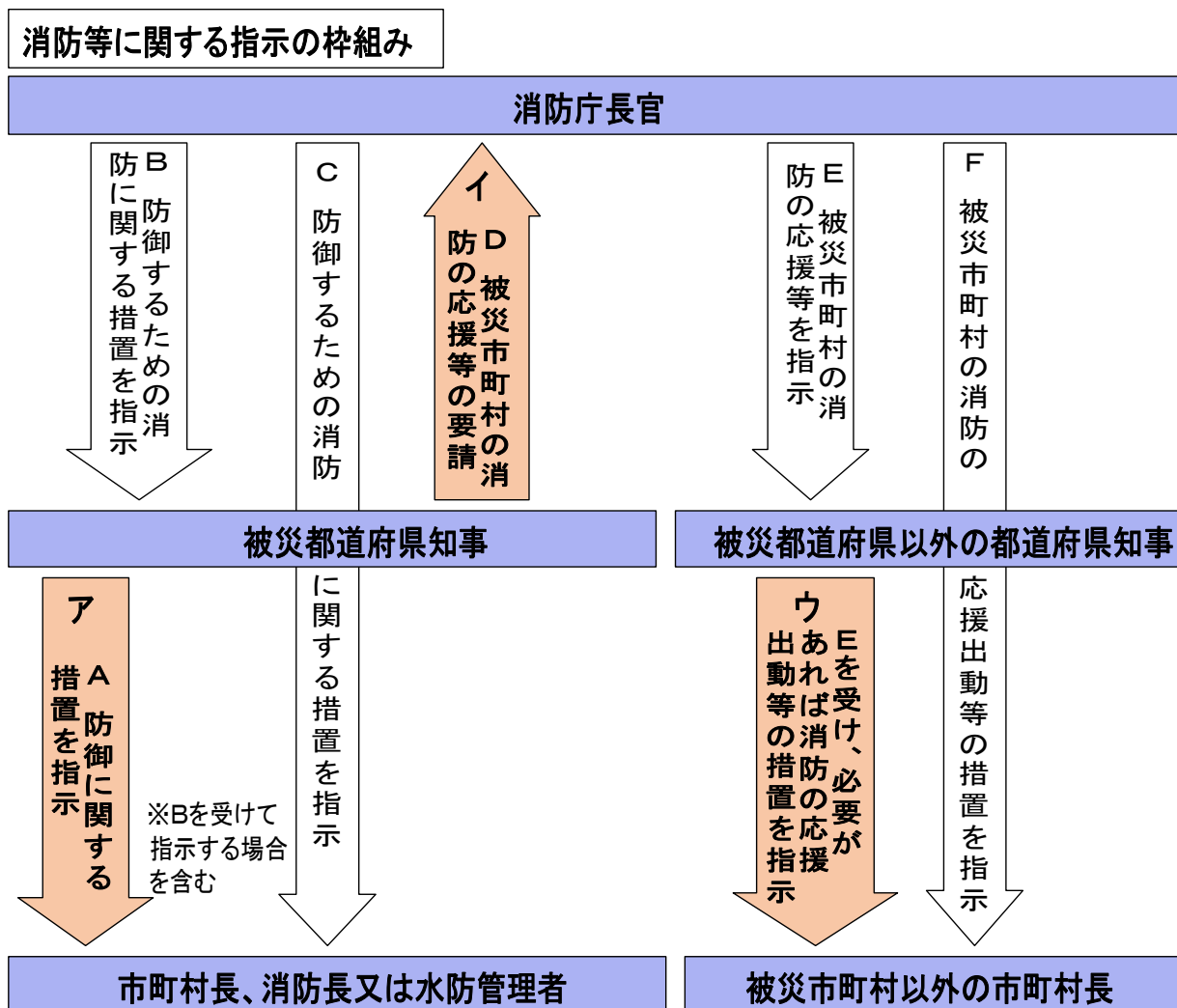
イ 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行う。

ウ 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応
(法119③関係)

知事は、自らの県が被災していない場合において、イの要請を受けた消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、自ら区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

○ 消防等に関する指示の枠組みを図示すれば、下記のとおりである。



注) 図中のア、イ、ウは、それぞれ前ページの(2)ア、(2)イ、(2)ウに対応している。

第8章 被災情報の収集及び報告

1 被災情報の収集 (法126①関係)

- (1) 県は、電話、防災行政無線その他の各機関が保有する通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。
- (2) 県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ伝送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。

2 被災情報の報告 (127②関係)

- (1) 県は、被災情報の収集に当たっては、市町村に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき報告を求める。
また、自ら収集し、又は市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報を火災・災害等即報要領に基づき、速やかに消防庁に報告する。
- (2) 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び九州管区警察局に速やかに報告する。
- (3) 県は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、市町村に報告を求めることとし、収集した情報について「資料編」に定める様式に従い、電子メール、FAX等により消防庁が指定する時間に報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告する。

3 情報の提供

県は、国民に対する情報提供に当たっては、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、広報担当者により正確かつ積極的に市町村等関係機関、報道機関等に対して情報提供を行うことにより、県民等に周知する。

4 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等 (法126、127①関係)

市町村は、火災・災害等即報要領に基づき県に報告するものとし、その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

1 保健衛生の確保

- (1) 県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

ア 保健衛生対策

県は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

イ 防疫対策

県は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

ウ 食品衛生確保対策

県は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、食品衛生関係団体と連携し、食品衛生班等による飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

エ 栄養指導対策

県は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養士等からなる栄養指導班を編制し、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

- (2) 保健衛生の確保への協力要請等（法123関係）

知事又はその職員は、武力攻撃災害の発生により当該区域内における住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があるときは、安全の確保に十分に配慮した上で、当該住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例（法 1 2 4 ③④関係）

ア 県は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供を行う。

イ 県は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

ウ 平素から県は既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討するものとする。

(2) 廃棄物処理対策

県は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成 3 0 年 3 月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

ア 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要求に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。

イ 県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要求を行う。

3 文化財の保護（法 1 2 5 関係）

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

ア 県教育委員会は、県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。

イ また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

ア 県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。

イ この場合において、県教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第10章 国民生活の安定に関する措置

1 生活関連物資等の価格安定（法129関係）

(1) 県は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。

ア 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施

イ 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置

(2) 県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。

ア 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）。以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

県は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、当該都道府県の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び当該都道府県の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- ① 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）
- ② 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）
- ③ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）
- ④ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）
- ⑤ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

イ 国民生活安定緊急措置法に係る措置

県は、国が国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、当該都道府県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び当該都道府県の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- ① 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）
- ② 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）
- ③ ①及び②の措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

ウ 物価統制令に係る措置

県は、国が物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、①及び②の措置を講ずる。

- ① 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）
- ② 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等（法162②関係）

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに県税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

県は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4) 生活再建資金の融資等

県は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

(5) 県有財産等の無償貸し付け（法163②関係）

県及び市町村は、国民の保護のための措置を実施するため必要があると認める場合において、その所有に属する財産又は物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸し付け又は使用の対価を無償とし、又は時価より低く定めることができる。

3 生活基盤等の確保

(1) 県による生活基盤等の確保（法134②関係）

ア 工業用水道事業者及び上水道施設の共同管理者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

イ 河川管理施設、道路、港湾及び飛行場施設の管理者である県は、河川管理施設、道路、港湾及び飛行場施設を適切に管理する。

(2) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

ア ガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。

- イ 運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずることとする。
- ウ 病院その他の医療機関である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずることとする。
- エ 道路の管理者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、道路を適切に管理することとする。

第 1 1 章 交通規制（法 1 5 5、令 3 9 関係）

(1) 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

なお、交通規制を行うに際しては、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行う。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行う。

(4) 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(5) 緊急交通路確保のための権限等

ア 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

イ 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

ウ 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

エ 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

(6) 関係機関等との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。

第 1 2 章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

1 赤十字標章等及び特殊標章等の意義

赤十字標章等及び国際的な特殊標章等（千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定）は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 赤十字標章等

(1) 赤十字標章（法 1 5 7 関係）

第一追加議定書（千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第 8 条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）。

(2) 信号

第一追加議定書第 8 条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）。

(3) 身分証明書

第一追加議定書第 1 8 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

(4) 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等

(5) 交付及び管理（法第 1 5 7 ②③関係）

ア 知事は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

- ① 避難住民等の救援を行う医療機関または医療関係者
- ② 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者
（①及び②に掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む）

イ 知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

- ① 医療機関である指定地方公共機関
- ② 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

3 特殊標章等（法 158 関係）

(1) 特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

(2) 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

(3) 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等

(4) 交付及び管理（法第 158 ②③関係）

ア 知事又は県警察本部長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成 17 年 8 月 2 日 赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 知事

- ア 国民保護措置に係る職務を行う県の職員
- イ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 県警察本部長

- ア 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
- イ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者



イ 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定にもとづき、特殊標章等の使用を許可する。

4 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

【国民保護法第157条第1項の身分証明書の様式】

(この証明書を交付等
する許可権者の名を記
載するための余白)

身分証明書
IDENTITY CARD

常時の 医療関係者用
自衛隊の衛生要員等以外の 臨時の

PERMANENT
for civilian medical personnel
TEMPORARY

氏名/Name _____

生年月日/Date of birth _____

この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。
The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as

交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____
許可権者の署名/Signature of issuing authority _____

有効期間の満了日/Date of expiry _____

表面

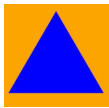
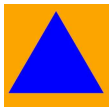
身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

裏面

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

【国民保護法第158条第1項の身分証明書の様式】

(この証明書を交付等
する許可権者の名を記
載するための余白)

身分証明書
IDENTITY CARD

国民保護措置に係る職務等を行う者用
for civil defence personnel

氏名/Name _____

生年月日/Date of birth _____

この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。
The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as

交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____
許可権者の署名/Signature of issuing authority _____

有効期間の満了日/Date of expiry _____

表面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

裏面

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧（法139、140関係）

1 基本的考え方

(1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 国に対する支援要請

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 県が管理するライフライン施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市町村及び指定地方公共機関に対する支援

県は、水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者である市町村及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。

3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

(2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設、飛行場施設及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

1 基本的考え方

(1) 国における所要の法制の整備等（法141関係）

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、県は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

(2) 県が管理する施設及び設備の復旧（法141関係）

県は、武力攻撃災害により県の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

県が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法（法168関係）

県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償（法159①関係）

県は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償（法159②関係）

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償（法160関係）

県は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん（法 161 関係）

県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

4 救援に関する支弁

(1) 救援等の応援を受けた場合の支弁（法 165 関係）

県及び市町村は、国民保護措置の実施について、他の都道府県知事若しくは市町村長に応援を受けた場合は、実施者支弁の原則の例外として、当該応援を受けた県若しくは市町村が当該応援に要した費用を支弁する。

また、当該費用を支弁するいとまがないときは、当該応援をする他の都道府県若しくは市町村に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

(2) 知事が市町村長の権限を代行した場合の費用の支弁（法 166 関係）

県は、武力攻撃災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施するが、当該市町村が事務を行うことができなくなる前に実施した国民保護措置又は当該市町村が事務を行うことができなくなる前にこれに対して他の市町村が実施した応援のために通常要する費用で、当該被災市町村に支弁させることが困難であると認められるものについては、県が支弁する。

(3) 市町村長が救援の事務を行う場合の費用の支弁（法 167 関係）

県は、救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたときは、当該市町村長による救援の実施に要する費用を支弁する。

また、当該費用を支弁するいとまがないときは、救援を必要とする避難住民等の所在地の市町村に一時的に立て替えて支弁させることができる。

5 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

(1) 国に対する負担金の請求等

市町村が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

(2) 損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

第4章 国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、県文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

県は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

県国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第2章2に掲げるとおりである。

2 県緊急対処事態対策本部

県は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、大分県緊急対処事態対策本部の設置については、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

また、国の緊急対処事態現地対策本部長が必要に応じ開催する緊急対処事態合同対策協議会について参加を求められたときは、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

3 緊急対処事態保護措置の実施 (法172④、173③、175、177①②③、180、182②、183関係)

(1) 緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項

県は、緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

(2) 緊急対処事態における警報の通知および伝達

県は、緊急対処事態における警報については、緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。